

平成28年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第2号

平成28年9月6日（火）

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小幡正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第2号

平成28年9月6日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、8番高橋重信議員及び9番石垣正博議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 議員番号2番大友三男、一般質問通告書に沿いまして一般質問させていただきます。

早速ですが、大綱1番、6月議会でもちょっと質問させていただきましたけれども、もう一度ちょっと聞きたいことがありましたので質問させていただきます。

町道及び生活道路の整備状況について。

その1番として、町道や生活道路における歩行者の安全、特に交通弱者といわれる高齢者の方や子供たち、さらに乳母車を使うお母さんの歩行時の安全対策について、6月定例会でも伺いましたけれども、その後どのようなになっているのか伺います。

その2番として、平成28年6月13日から9日間にわたり開催された地

区懇談会で町民の方々から出された道路の整備要請について、町の見解を伺います。

大綱2番、東北放射光について。

6月議会で放射性廃棄物が出ない波長の長いエックス線を使う施設なので、まあ本町に誘致しようとしている放射光施設ですね、東北放射光施設ですね、その誘致促進を進めると答弁していましたが、エックス線を使うという、そのエックス線の安全性について、町ではどのような見解を持っていらっしゃるのかお伺いします。

大綱3番、町民バス・スクールバス委託業者について。

現在住民バス、さらに小中スクールバスの指定管理者として指定している有限会社アスカ観光バスは平成26年8月20日、さらに本年、平成28年6月20日と2回続けて法律違反をしています。そのために東北運輸局宮城陸運支局から行政処分を受けています。このように法律違反を繰り返す民間会社に対して町はどのように考えていらっしゃるのか、見解を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 大友三男議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

第1番目の町道及び生活道路の整備状況について答弁をいたします。

①歩行者の安全対策ということでございますが、町道整備におきましては、車道部と歩車道境界ブロック等で区分された歩道部を設けることを基本としております。また、規定の幅員が確保できない道路の整備に当たっては、側溝にふたがけを行ったり、グリーンカラー舗装を行うことにより運転手に対し、通学路であることの周知やゾーン30指定による速度超過の抑制を行うことにより安全性を確保するものでございます。また、生活道路の安全対策につきましては、地区の道路という位置づけもありますので、地元の区長さんと協議をしながら歩行者の安全対策に努めてまいりたいと思います。

②番目について、道路の整備につきましては、地区懇談会でも説明させていただきましたが、大郷町道路の整備に関する要綱に基づき整備を行っております。地区懇談会でありました意見・要望については現地を確認の上、緊急性を有するものについては至急対応する措置をとっています。

また、生活道路の整備につきましては、道路幅員の確保や土地の協力等といった指定に関する要件がありますので、整備に当たっては住民の皆様のご理解と御協力が不可欠ですので、地元の区長さんと相談をしな

がら地域の要望等に対応してまいります。

つぎ、2番目の東北放射光施設について答弁をいたします。

エックス線の安全性について町の見解ということではありますが、1895年、ドイツのレントゲン氏が発見して以来、多くの研究者が研究を重ね、現在では医学の分野で応用され、診断・治療に使用されていることは御承知のことと思います。

エックス線が環境に与える影響としては、エックス線の使用時は人為的に管理されているため環境に与える影響問題になることはありません。廃棄時についても、他の放射線と比べると放射性廃棄物が出ないため環境にやさしいといえます。

エックス線の特徴としては、物質を電離（イオン化）する性質もありますが、物質を放射化（放射線を浴びさせる）する性質はありません。電源を切れば装置本体からエックス線が発生する心配もありません。

本町が誘致を目指している東北放射光施設は、これまでも答弁してきたとおりエックス線を使用した電子加速器であり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定により建設される施設であり、また法令等に安全管理が規定されており、よって安全な施設と認識をいたしております。

次に、御質問の3番目ではありますが、住民バス・スクールバス委託業者が受けた行政処分に対する町の見解ということでございますが、このことにつきましては、石垣議員の一般質問に対して答弁したとおりであり、決して好ましい状況ではないと考えております。住民バス・スクールバスの運行の安全を確保するため、関係課において連携の上、現場における実効性のある対応を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 前回6月の定例会でも、この安全、要するに各地域のスクールゾーンといわれるところは、まず学校周辺に限られたというような考え方もあるようですけれども、きのうも議員の方から質問があつて、それ以外バス停、スクールバスが走ってますと、それ以外にそのスクールバスのバス停までに歩行する道路もスクールゾーンになるのではないかと、私もその考えに同じような考え方といいますかね、そういう考えを持っています。その中で以前も6月の定例会のときに関係課、関係課といいますと地域整備課からの答弁がありました。関係機関と協議をした上、考えてまいりますという答弁がありました。関係機関と協議を重

ねて考えていきますということだったので、何回ぐらいその協議を重ねたのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

回数等については、幾らというのはちょっと把握しかねますが、公安委員会ですとか町の教育委員会のほうと、こちらのほうで必要と思われる箇所等についての打ち合わせ等は行ってございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 打ち合わせというよりも協議ということだったので、その協議として、打ち合わせも含まれるとは思いますが、やはり正確に何回ぐらい……。でも、今の答弁だと回数的に答弁が出てこないのかと思うんですけれども、でもわかる範囲でいいのでね、いつごろやったのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

議員さんのほうから以前お話のございました大松沢地区の五仏の道路の件だったと思いますが、その件につきましては、たしか7月上旬ぐらいだったと思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） それは、私のほうから一応要望したお話の件だと思うんですけれども、私が一応6月定例会でお聞きしたのは、時間がなかったので簡単に一応御質問しましたけれども、大郷町全体の中でそういう道路がいっぱいありますよと、要するに旧市街地っていいですか、例えばの話、具体的に挙げていきますけど大松沢の上町とか、例えば下町、中粕川地区、丸山、長崎、中村もそうですけど、まあ中村はグリーン歩行帯というものがあるので、それはそれとしてある程度それなりに御苦労されながら整備はしてるんだと思いますけども、あとやはり山崎地区なんかでもそうですよね。ああいうところは道路が狭いので歩くのにやはりちょっと危険な状態があるのではないかと。

ですから、その件に関しても私お伺いしてたはずなんですけども、そういうような大郷町全体、要するにごく一部の話ではなくて全体についての私は質問したつもりだったんですけども、それに対しての答弁として関係機関を交えて協議をしますという答弁だったので、その件に関して私お伺いしたいのです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今お話がございました町全体的なというようなお話でございましたが、当然地区からの要望があって、こちらのほうとして現地を調査という形もっております。パトロールをしてる中で道路等の例えば陥没だったり損傷したりしている箇所については、当然歩行者等の支障になるものと思われまますので、そちらについては緊急で対応するような形をとっておりますが、町全体としての歩行者等の安全性を確認するというような作業については、行っておりません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ちょっと私がお聞きした内容を正確に把握していないのかなという答弁なんですけども、私、私も今、前回と同じような質問をさせていただきます。要するに歩行者、要するに子供さんたちも含めてですよ、全体ですよ、ここにも今回の一般質問趣意書にも書いてあるように歩行者といわれる方全般の話なんです。狭い道路に歩行帯がないですよと、路肩のラインはあるけれども。きのうの答弁でもたしかね、言ってるはずなんです。歩行帯、路側帯と歩行帯を広げることによって安全を確保しますよっていうふうに答弁がきのうあったはずなんですよね。だからそういう意味合いをもって私は質問させていただいてるんです。だからちょっと私の質問の内容をきちっとわかってないのかなと思って今答弁を聞いたんですけど、一応要望がないと、地区から要請がないとやれないんじゃないかとやらないんですよという話ですよ。だから地区から要請が出ないからやらないんですよじゃなくて、行政側として歩行者の安全を確保するのは大事じゃないんじゃないですかということなんですよ。

実際問題としてね、ちょっと話飛ぶかもしれませんが、国の補助事業やなんかでも、きのう答弁あったでしょう、町長かなんかの、補助事業でもね、社会資本、ちょっとね、ごめんなさいね、ちょっとね、そういう中で歩行者の安全対策をやるんですよ。補助事業使ってやるんですよ、これ国の重要施策なんですよって言ってるわけじゃないですか。そういう中で、それを踏まえた上で私は国の事業じゃないのかもしれませんが、国も歩行者なりなんの安全を重視して補助金、補助体制までつくっていろいろ政策をやってくださいということで自治体に来てるわけじゃないですか。補助金そのものも。だから、そういう中でどういふふうにするのかっていうことで私お聞きしてるんですよ。要するに安全が優先でしょうと。町長も町民の方の安全優先ですよ、子供たち

の安全を優先ですよって新道をつくろうとしてるわけですから、そういう中でそれ以外の部分の、要するに生活道路も含めて、町道も含めてどのように安全対策をするんですかっていうことを私お聞きしたはずなんです。6月定例会で。その後どうなってるんですかっていうことなんですよ。協議をしますということで答弁してるわけですから。さっきの答弁だとやらないということですよ。やってないということでしょう、6月から。どうなんですか、それちょっと……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） お答えをいたします。

6月のですね、定例議会で大友議員のほうからの御質問に対しまして、いわゆる子供たちの安全確保等々の中で社会資本整備総合交付金というのが国の事業の中にあるという中で、今年度につきましては、きのうからお話し申し上げましてもおり愛宕下鍋釣線、それから愛宕下丸山線につきましては、この国の交付金を充てて実施すると。そして、今後のことにつきましては、いろいろ整備を必要とする箇所、町では複数箇所ございます。しかしながら、国の補助事業を導入した中でないとなかなかできないという実情もございますので、いろいろ整備の点検を関係機関と町等々の教育委員会あるいは警察等の調査を行って、いわゆる費用対効果等々も見ましてですね、どこを先に手をつけるべきか等々を検討し、国のほうに予算措置をお願いしていくということでございます。

したがって、国の補助申請に当たりましては、そういった手順を踏まえた中で次年度、それからその次の年というふうに計画的な実施が必要とされておりますので、それに沿った形で町として今後順次進めていくという考え方で答弁をしたものでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今の答弁ですと、お金のかかることだけを想定して答弁なさったのかなというふうに私受け取ったんですけど、ちょっとまた話変えますけど、この件に関して教育課のほうに私お伺いしてるんですね。教育課のほうでも地域整備課と同じように関係機関と協議をしなくてはならないはずだと、関係機関、要するに協議をしなくてはならないですと、このことに関してというような答弁があったんです。6月議会でね、私質問した。ですから、教育課としても子供たちの安全、要するに教育課の場合はなおさらのこと、各スクールバスのバス停までの、これも私通学路というふうな認識を持ってるんですけども、そこに関しての安全策はどうですかということでお聞きした中で、やはり地域整備課と同じ

ような答弁があったと私は記憶してるんです。その中で同じように何回ぐらいこの件に関して協議を重ねたのかということをお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） 答弁いたします。

教育委員会のほうでは、御存じのとおり大郷町通学路等安全対策推進会議というものをつくっております。これにつきましては、今年度は夏ではなくて冬の冬期間の状況を点検調査するために、ことしは冬期間を実施するという計画でありますので、それまでの間にいろんな関係機関と調整をさせていただいて会議開催の準備をしていきたいというふうに思っているところでございますので、具体的に6月以降現在まで、それに伴って協議等はしておりませんが、今後会議の開催に向けて諸準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ですからね、6月定例会で私質問した中で、やはり協議をしながら、関係各機関と協議をしながら、一応前向きにいいいますか、考えていきますよってという答弁だったと思うんです。だからその中で各地域から要請がないからとかじゃなくて、やはり安全を、町長も言ってるんですから、要するに町長は町民の方々の交通安全に関しては、この間も2年、交通事故ゼロということ、表彰されたということもありますから、安全に関して、要するに町民の方々の交通安全に関しては相当力を入れてるわけなんですよね。町長初め。その中でやはり各地域、大郷町全体を行政側として全部チェックして、それでやはり確かに優先順位というのは必要です。全部やれるわけじゃないので、やっぱりそういう中で行政側としてやはりきちっと対応していくべきではないのかなと。

要するに私はね、先ほどもありましたけども、国の重要政策の一つなんですよと、要するに安全対策っていうのは。先ほども言いましたけど、そのために新しい道路もつくるっていうわけなんですから、それで全線のうち全路線のうち費用対効果の高い路線から順次国の予算配分を見ながら整備していくというような答弁もあったんです。要するに。だけど、私がここでとりあえず、とりあえずの策として先ほども言いましたけど歩行帯、グリーンの歩行帯だけじゃなくて白いラインを、要するに路側帯だと大体50センチから70センチぐらいだと思っんです。路肩の部分は。それを1メートルとか1メートル20とかに広げる、要するにラインを二重にしてドライバーの方に意識してもらおう、きのうも町長答弁ありまし

たよ。ドライバーの方に意識してもらうことが大事なんだというような答弁もあったんですよ。安全確保するために。そのためにグリーンの歩行帯をつくるんですよって言うてるわけですから。やはりグリーンの歩行帯をつくるということは、それも予算もかかります。わかります。それは。だったらもっと安い値段でやれる方法はないのかと。白いラインだけでもいんじゃないかと。今現在、大郷中学校の長崎周辺ってラインを引いてますよね。二重に。ああいうやり方っていうのを現実にやってるわけですから、やはりそういうことを、今後、費用対効果どうのこのだけじゃなくて、安全を確保するためにはそういうことが必要なんじゃないのかということなんです。それについて今後のお考えをお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 町では今必要な部分につきましては新設道路を設置したり計画したり、そしてまた町道については必要に応じて、費用対効果といたしましたけれども、当然通行車両歩行者の多い道路につきましては、当然改良を進めているところであります。

そうした中で、やはり今までの町道改良といたしますと、当然歩道のない町道でありましたので、今最近、ずっと以前からでありましたけれども、町道につきましても歩道、歩車道を設置した、歩道と車道を分離した新設道路で今改良してるわけでありましたが、今議員おっしゃったとおり以前の町道につきましては、本当に白線もない部分もあります。しかし、それら等につきましても、当然町として全てその利用状況等を把握しながら、やはり当然車、歩行者等々がやはり数多く通る部分と通らない部分がありますので、それらはしっかりとチェックしながら優先順位をつけながら対処していかなくてはならないと、こう思っているわけですが、ただ車はゾーン30となれば30キロ制限であります。当然速度制限がありますので、それらをしっかりと運転手は、ドライバーは守れば安全で通行できるわけでありまして、そうした中で車のほうも当然お互いにしっかりと意識しながら安全確保できるように町としても指導しながら、そして町としても対応してまいりたいと、こう思っておるところであります。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 私が一応お願いっていうんじゃないです。提案です。したいのは、歩行者の安全を確保するためには何をしなきゃいけないのかということなんだと思うんです。要するにね、費用対効果だけを考えて

町民の安全を、まあ軽視するまでは私言いませんけども、やはり確かにいろんな事業やるのにはお金はかかります。ですけども、その中で予算の面でも最善の策はないのかというふうに考えて執行していくのが行政の役割じゃないのかなと私は思ってるんです。私の思いだけなのかどうか分かりませんが、職員の方々がどう思ってるのかわかりませんが。いろんな意味合いです。

ですからね、やはり現実問題として交通量が多くて、先ほど五仏の話出しましたが、あそこなんかは本当に危険な状態です。朝晩交通量がものすごく多くて。まあ特定のところだけの話をすると大変申しわけないので、町全体のことなんですけども。

まあ一応この生活道路の安全に関しては以上で、次に町政懇談会、この間、6月13日から9日間、いろいろと行ったわけですよ。その中で私も全9カ所やった中で7カ所お伺いしましたけども、その中で生活道路、赤道含めましての話なんですけども、この中でたしか2件ぐらい舗装要請みたいなのが出てたと思うんですけども、その中でやはり地域整備課のほうでいろいろとね、やはりそれもまた費用対効果ということでの、まあ詳しくは話しませんが、そういうような内容のことを一応町民の方々にお話されてたというのがあるんですけども、費用対効果だけじゃなくて、やはりそこに困っている方の意見というのがそこに出てきたわけなんです。そのことに関して、どのようにお考えなのかお伺いします。

議長（石川良彦君） どの部分言ってるんですか。誰に求めていますか。（「いやいやいや、全般的にだから2件出てるっていうのは……」の声あり）
答弁誰に、どの感覚から言ってるか、場所的なものであれば地域整備課長でいんですが……（「場所的なものというよりも全体です。要するに2件は出てますが、場所的なものじゃなくて地域整備課……」の声あり）
例えば道路整備をどのようにということの考え……（「いやいや、だから赤道の砂利道を舗装にしてくださいという、要するに簡易舗装でいいですからできないですかという質問が2件あったはずなんです。それに対して、私ちょっと味明、山崎行ってないんで、その部分はわかりませんが、その中で質問が出た中で費用対効果だけ話してはいますが、町民が困ってるという中でどのように要するに調査してどのような対策をとろうと考えているのか。地域整備課でいいですよ」の声あり）

答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

地区懇談会の際に生活道路の要望等につきましては、私が知ってる範囲では4件ほど出てございます。その中で雨降った際に土砂が流れたりして穴があいたりして大変なので簡易舗装してくださいというような話も確かにございました。

その際にですね、簡易舗装については、一時的な面とコストから考えましてなかなか、議員おっしゃいましたとおり費用対効果が薄いので簡易舗装は町ではやってないという話をさせていただきました。当然穴等があいた際には町のほうで砂利等の支給をして、必要な箇所については、当然町のほうで実施を行いますし、町管理でない道路につきましては、それぞれの皆さんでやっていただく。さらには、昔でしたら道路普請等ございまして、現在道路愛護等もございまして、その中でぜひ地元として協力して道路の管理等をお願いしたいということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） この中でね、懇談会の中でいろいろと生活道路の件やなんか出ましたけど、あとこの町政懇談会の中でちょっとお聞きしたいんですけど、これも道路に関しての話ですけど、この新道山中希望の丘線に対しての賛成の意見というのはどのぐらいあったのか。まあ全体として意見が何件あったのか、さらに賛成した意見が何件あったのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 今回の地区懇談会、9日間にわたって実施をいたしました。町からの説明の中で町道の整備ということの中で山中希望の丘線の整備の内容について説明をいたしました。説明後に町の28年度の主な施策、そしてこの町道の整備の件、そしてあるいは地域の課題等々について御意見を伺ったところでございますけれども、この山中希望の丘線につきましてですね、いわゆる整備に反対であるという意見はございませんでした。説明をいたし、その中でですね、いわゆる子供たちの安全安心を確保するために早急に整備を望むという声がほとんどでございました。それから、整備の期間につきましても、あの時点での年次計画をお示しいたしましたが、それまでの間、いわゆる整備されるまでの間の安全確保も、あわせて町として早急に進めるべきではないかという意見が大勢を占めたところでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 端的にお答え願います。あの山中希望の丘線に関する質問が何件あったのか。賛成は何件あったのか。ほとんどっていうんじゃ

なくて正確に数字が出てるはずでしょう。私もそこ、参加してるんですから。全体ではないですけど。正確に数字を言ってください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 懇談会の趣旨といたしまして、いわゆる町道整備についての説明をし、賛否をとったわけではございません。いわゆる町長のお考えの中で、議会側で町道の認定をいただいている等々がございましたけれども、公開質問状等があって、その中で地域に出向いて、この町道の整備について幅広く御意見を聞くというスタンスの中で臨んだわけでございます。したがって、賛否をとったということではございません。

ただし、先ほど申し上げましたとおり皆様からのいわゆる御意見、御要望の中で、これに対する反対の御意見はなかったということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 賛否は聞いたわけじゃないっていても、実際問題としてこれに対しての質問があったわけじゃないですか。それ何件か、それだけでも答えられないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 件数ということですので、お答えをいたします。

議事録の中から私がまとめましたところでは10件でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） なぜお聞きしたかということ、私ね、山崎、味明に参加していないので全体でどの程度あるのかわからないということだったんです。それでね、この件に関しても上村でも私、副町長のお話聞いているんです。ほとんどが賛成してる状況ですよって言ってましたけども、実際賛成の意見というのは、私は9カ所のうち7件あるって、私も実際その場で聞いているわけですからね。その中で賛成っていうのは実際問題としてね、私が聞いている範囲ですよ、その中で賛成してるというのは3件かな。あとは希望の丘に関する問いかけっていうか質問だけです。確かに賛否をとったわけじゃないって言ってますけども、実際問題賛同できるように説明会を開きなさいって、たしか町政を考える会で請願書の中に入ってたと思うんですけど、あと時間がないので、この件はこれで終わりにします。

次、放射光の関係にいきます。以前そのエックス線、6月、これも6月議会での答弁の内容を私ちょっとピックアップしたんですけど、KE

Kは陽子線を使う施設であって、S L i T - Jは、これは東北放射光の名称っていいですか略称っていいですか、はスプリングエイトと同じエックス線を使う施設で、さらにスプリングエイトより小さいレベルの、3というレベルの波長の長いエックス線を使う研究施設で大学の教授の専門家の方も放射性アイソトープは出ないといっている。先ほどやっばりエックス線というものの御説明も答弁の中にあっただと思いますけども、エックス線の種類というのは何種類あるか、御答弁願えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

専門家でないので細かいところの種類まではわかりませんが、私の認識としては、エックス線は1種類だと思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 担当課として、やはりある程度把握していただかなきゃいけないんじゃないのかなと私は考えるんですけども、確かにエックス線って十把一からげでいえばエックス線なんです。ですけども、そのエックス線の中に私が調べた範囲では超軟エックス線、これは10電子ボルト、エネルギーが非常に低く紫外線に近いと、それと軟エックス線、この答弁にあったような軟エックス線、これは100電子ボルトから2,000電子ボルト、エネルギーが低く浸透性の弱いものだと。エックス線、これは2,000電子ボルトから2万電子ボルト、エックス線、一般的にこの分をエックス線と言われてるんだと思います。ですけども、一部は高エックス線に入れる場合もあると。高エックス線、これは2万電子ボルトから10万電子ボルト、エネルギーが高く浸透性の強いエックス線、波としての性質、要するに波長としての性質よりも高エックス線は粒子としての性質が強くなるようになりますというようなエックス線についての区分けっていうものがあるようです。その中で、このエックス線、医療用のエックス線とはどういうものなのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（石川良彦君） 通告内容が、エックス線の安全性について町の見解を問うということですので、そこからの専門的な分野についてのことは、恐らく納得の得る答弁は恐らく得られないかと思えます。

とりあえず見解、認識の確認をいたします。答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

医療用エックス線につきましては、一般的な肺の診察を、診断をする

ためのレントゲン並びにCT、今だとCTスキャンとありますが、それら、あと治療用としても放射線、がんの治療のほうですけども、放射線治療用としていろいろな種類の治療機具がございます。エックス線に関しては、以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） これね、エックス線の安全について私お聞きするっていうことで質問してるので、このエックス線に関してのことで私お聞きしてるんです、だから。それでそもそも本町に放射性廃棄物等の拒否に関する条例があります。これはたしか私が記憶してるのでは医療用のエックス線、要するにエックス線の廃棄物処分場を大松沢地区の町有地につくるということがあってだったと思うんですが、正確にこの条例をつくるに至ったいきさつというものをお聞きできますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。過去の分について、そのときのわかる課長ということで総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、お答えいたします。

ここの議員様方半分以上御承知かと思いますが、議員発議でつくられた条例でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 簡単にお答えいただきましたけども、私がちょっと確認する意味でまたお伺いします。この廃棄物処分場は医療用のエックス線を使ったレントゲン関係、要するに医療用関係の放射性廃棄物の処分場という意味合いのものだったのかどうか、そこだけ確認したいんですけども。

議長（石川良彦君） その辺、今回の通告に詳細にわたって書いていただければ恐らくそこ調べていただいて議員と議論になる展開になるかと思うんですが、誰答えられます。じゃ、総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

低レベル放射性廃棄物の埋設処分場でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ちょっと私から詳しく説明するような形になりますけども、エックス線ですね、医療用のレントゲン、医療用のエックス線とはレントゲン撮影用が主です。電圧が2万5,000ボルトから1万5,000ボルトの範囲で加速電子エネルギーっていうのが3万電子ボルトになるというような説明書きがあるんです、これ、データ拾った。SLIT-Jは東北放射光、加速電子エネルギーっていうのが、今言ったエックス線の1

万倍ぐらいに相当するんです。ということは、1万分の1しかないレントゲン、医療用のエックス線で低レベルとはいいいながらも放射性廃棄物が出るということは、このSLIT-J、一般的な医療用のレントゲン撮影用の加速電子エネルギーの1万倍もあるものが、果たして出ないと言い切れるんですかねということなんです。

私もね、医療専門家でもないし、こういう研究してる専門家でもないの、ただデータを拾ってこういう御質問をしてるんですけども、その中で医療関係の方にも聞きました。エックス線というのはどの程度のものなんですか、高エックス線なんですか、軟エックス線なんですか、軟エックス線ですよ、軟エックス線の範囲もあるんです、確かに。ですけど、このSLIT-Jも軟エックス線だっていうふうにきちっと答弁されてるわけですから、その中での同じようなエックス線、医療用のエックス線、さらにレベルが相当低いエックス線でも出てるわけですよ。だからここに私疑問を持ってるんですよ。ですから、エックス線って安全性からすると大丈夫なんですか、答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

本町が誘致を考えている放射光施設、SLIT-Jでございますが、こちらはエックス線を使った放射光施設であるということは議員さんも御存じだと思いますが、放射光はある特定の方法で発生させた放射線、放射線の中にエックス線のほかに紫外線、可視光線、赤外線等ございますが、それらを、当然ながら人体に直接浴びれば赤外線においては火傷、可視光線においては視力障害、紫外線やエックス線においては皮膚傷害、皮膚傷害の「しょう」は「傷」のほうですが、皮膚傷害を起こすことはわかっております。これは医療機関でも同じことございまして、当然のことながら、そのエックス線を使う研究者または医療機関の職員においては、それを防御するための鉛入りのエプロンやゴーグル等を使用し、法令に基づいた安全基準を満たして実施されるので、全て人為的に管理されるので問題ないと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 私、医療機関の関係でも聞いてるんです。だからエックス線ね、レントゲン、それに伴って今言ったように鉛で遮蔽してるわけですよ。ですけど、その表の部分の布とかタオル類とか、いろんな部分が要するに医療用の放射線廃棄物に変わるんですよ。それはもういろんな医療機関で確認してるんです。だから、単純にだから担当課も専

門家じゃないので、私も専門家じゃありません。だから単純にこのような出力の差があるのに大丈夫なんですかってお聞きしたわけですよ。

あと時間もないのでね、本来は町長に答弁していただきたかったんですけど、あと次、またの機会で、これはね。

次、アスカ観光バスの関係、質問趣旨書のほうにも内容として入れましたけども、平成26年8月20日と本年28年6月20日、2回続けて行政処分を受けました。前回の全員協議会の中でもちょっとお聞きした部分もあったんですけども、要するに臨時議会でもちょっとお聞きして、趣旨が違うということだったみたいですけど、ただ今回はこの一般質問に入れさせてもらったんでお話とかお聞きしますけども、要するにこの住民バス、地域振興公社で14年間やって、1年契約期間を残して、1年契約期間を残して苦情が多くて、指導しても直りません。幾ら指導しても直りません。直る見込みがございません。ですから、ここの公社に住民バスは任せておきませんと1年契約を残して契約を解除したということは処分をしたということなんです、これ。一般的な会社で人為的なものとした場合の懲戒免職と一緒になんです、これ。一発で懲戒免職です。要するに苦情、会社も含めて運転手もですけど、これは道德の欠如、道德の欠如ですよ、要するにモラルの欠如。よし悪しが判断ができないということなんです、これ。それで処分をしたわけですよ。1年前倒しで契約を破棄したわけですから。その会社よりも今の民間会社のアスカ観光バスさん、ここのほうがずっとましで、すぐれていますから民間委託しますよと、そのためにもちょっと委託料も含めてちょっと多く支払いますからということだったみたいですね。実際問題こうやって法律を犯してるわけですよ。この会社。その以前にもね、私、去年の9月からこの議会にお世話になって、いろいろこのアスカ観光バスさんのほうの苦情の件とかいろんな面で御質問させていただきましたけども、ずっと指導します、指導して改善させます、ずっとその答弁だったです。それでね、いまだになくならないみたいですよ。私のところに来てますけど、担当課のほうに苦情何件来てますか。今現在で。6月定例会終わってからでいいですから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

6月定例会以後ということでございますと、当方では把握してございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君）　なぜ役場、行政のほうに来ないかって以前も話しましたね。信用がないんです。対応が悪すぎて信用がないんです、もう。信用を失っちゃったんです。だから私のところに来るんでしょうね。何とか改善してくださいって私のところに来るんですよ。でも、実際改善するのは役場なんです。一応意見はお伺いしますということで、私のところに来てるだけでも言いますよ。要するにね、6月29日、お客さんにバス停のことを聞かれても一切答えない、そういう運転手がいるんですよ。あとね、8月12日6時56分、これお客さんから私のところに入ってきたんです。本来はこれ6時20何分だと思うんです。黒川病院に入ってからターミナルに行かなきゃいけない、これは入らなかったみたいです。簡単に通過したみたいですよ。

さらにね、きのう車両整備とかいろいろ監査しに行きましたっていう答弁ありましたよね。ある議員の方の質問に対して町長の答弁だったと思うんです。そういう中でね、いろいろ運行管理状態を見てきましたよ。運行状態見てきましたよ。車両整備状態見てきましたよ。その中でね、私のところに、それ以前から私のところに入ってきたんですけど、8月31日にね、31日じゃないや、その前だ、26日に559、真っ黒い煙吐いて走ってる。これ以前から随分指摘されてたようなんですけども、一切修理なり整備に出さないで、今回だめになったようですよ。私のところに連絡きましたけど、9月5日の時点でだめになって別のバス走らせてますよと、このように車両管理も全くできてないんですよ。

さらにね、ドライブレコーダーついたようなんですけども、いまだにどのように確認してんのかわかんないんですけど、利府駅にも入らない。松島役場に行くのに、いまだに45号線走ってる運転手いるようですよ。どのバスかは私把握してませんが、路線を通らないで、こうした補助ステップも出ない、これはずっと整備不良状態で走ってるんですよ、これ、いまだに。

このようにね、いろいろ公社の時代と同じようなことも現実問題として今の会社があるわけですよ。それ以上に法律違反も2回繰り返してるんです。このような会社に、果たして委託させていいんですか。これは本当に処分するべきに値するんじゃないですかって私は思ってるんです。だってモラル違反と法律違反じゃ全く違うと思うんです。どのように考えてますか、町長。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君）　さまざまな今議員さんの御指摘等があったようでありま

すけれども、町より議員さんのほうが、本当に信頼があったんだなど。町でもこれから住民バスの利用者の方々に信頼得るような町としての対応をとってまいりたいと思ってるところであります。

そうした中で住民バスでありますけれども、本当に公社、十何年間という長い歴史の中でさまざまな苦情がございました。そしてまた本当に多くの議員さんの方々からも御指摘等がございました。今回アスカ観光について本当に行政処分、町でお願いしてからちょうど、ことしの8月に処分があったようでありますけれども、やはり町としてもさらなる厳しい指導をしながら、本社機能のある観光会社として今後厳しく指導しながら、住民に信頼されるようなバス運行管理をしていただくように指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 端的にお聞きします。もう時間ないのでね、モラル違反と法律違反じゃ全く重さが違うと思うんです。そのことをきちっと認識していただかなきゃいけないと思うんですよね。今まで指導しても公社は直らなかった。今回のバス会社、民間のバス会社、民間会社も直っていないんですよ、全く。公社よりいいって言って始まったんですよ、これ。それなのに直っていないんですよ。さらに法律違反までやってる会社なんです。これね。来年の3月に、もう指名入札始まるんです。スクールバスの。小中の。このバス会社さんもそこに参加、一応指名業者さんに入ってるようですけども、やはりこのようなものに対して指名を外すべきじゃないかと。答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） この件につきまして指名のほうは私でございませぬので、その辺、指名委員長の副町長でありますけれども、ただやはり地元の企業として罰則を受けたから全てがだめだと、そうなりますと人間社会全般の中で更正もできない、あるいはまた再生もできないというような、決めつけてしまっはまづいのかなと思っておりますので、そうした中で更正なり、あるいはまたさまざまな再生できるような行政としてもやはり対応していかななくてはならない部分もあるのかなと思っておりますので、ただ指名委員会としての考えがございませぬので、その辺は副町長からお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。（発言者あり）要らないの。（「この件に関して、もう一度詳しく御質問します。以上です。以上で終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時00分 休 憩

午 前 11時10分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて一般質問を行います。5番若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 5番若生 寛でございます。1年ぶりでございますので、執行部の皆さん、どうか聞き上手でお願いしたいと思っております。

まず、初めに今回の台風10号によりまして甚大な被害をこうむりました災害時相互援助協定を結んでおります北海道の清水町並びに被害に遭われた全国の皆様方にお見舞いと哀悼の意を表したいと思っております。町長が昨日の行政報告の中で話されたように清水町に対しまして素早い支援をお願いするものでございます。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは私、今回大きい題目で2つの質問を通告しております。

まず、最初に今回ブラジルのリオデジャネイロで行われたオリンピックに際しまして活躍をいたしました萩野公介選手の応援団を設立してはということでございます。萩野選手のお母さんが本町出身ということでございまして、大いに応援をしてきたわけでございます。それで2020年に東京でオリンピックがあるわけでございますが、それを見据えて萩野公介選手の応援団を設立してはいかがかということで提案いたしますが、考えをお伺ひいたしたいと思っております。

2番目といたしまして、土砂採取業者への指導についてということで御質問いたします。

東日本大震災以来本町産の土砂が復興の手助けとなっていることは大変うれなことかなと思うわけでございます。しかしながら、その業者にもいろいろな業者があろうかと思っております。そこで、土砂採取場の現状についてお伺ひいたします。

まず、1番目としまして採取計画のある業者の数はどれくらいあるのか。2番目といたしまして採取に手つかずの業者、準備はしているがなかなか土砂採取が始まっていないという業者への指導はどうなっているのか。次に、採取計画業者数をお伺ひするわけでございますが、その全体的な業者への指導の内容はどのようになっているのか。以上、お伺ひしたいと思っております。

議長（石川良彦君） まず、初めに答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

水泳の萩野公介選手、御存じのとおり400メートル個人メドレーで金、200メートル個人メドレーで銀、そして800メートルリレーで銅とリオデジャネイロオリンピックにおいて、実に3個のメダルを獲得する偉業を達成いたしました。萩野選手の母親、お母さんが本町出身ということから町ではロンドンオリンピックに引き続きましてメダル獲得をお祝いする横断幕を取り急ぎ作製、現在B&G付近、町の中心部に大きく掲げさせていただきます。

東京オリンピックを見据えて応援団を設立する御提案をいただきましたので、応援母体となる団体の発足に向けて町のスポーツ関係者、あるいは地元の大松沢地区コミュニティ推進協議会、さらには大松沢、あるいは大郷中学校同窓会等働きかけてまいりたいと考えております。その際は、どうか若生議員にもお力をおかしいただきたいと思っております。前向きな提案をありがとうございました。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 若生議員さんの土砂採取業者への指導についての答弁をさせていただきます。

まず、土砂採取の現状であります。現在町内では21件、開発区域面積計239ヘクタールの土砂採取が行われております。その他、相談があったもの8件・205ヘクタールを加えますと29件で440ヘクタールとなっております。

次に、②でございますけれども、手つかずの業者への指導ですが、事業が停止していると認められる場合は林地開発業者に連絡し、現在の事業進捗状況に応じて変更計画の提出など必要な手続を行うよう指導してるところでございます。今後は開発指導要綱の中に休眠状態にある開発事業に関する措置に関する規定を定め、適切な指導を図ってまいりたいと考えております。

次に、③の土砂採取業者全般への指導につきましては、道路パトロールや工事の巡回パトロールを実施し、危険箇所の発見と指導を行っているほか、入梅時や台風等の降雨が予想される場合の事前指導に努めております。また、宮城県の立入調査に職員が帯同し、合同で確認・指導を行っているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ただいまの教育長の答弁におきまして、本当にこれ以上ないような答弁をいただきました。どうかこの趣旨に沿っていただきまして進んでいただきたいと、そのように思います。

それで、ここでちょっと萩野公介選手のこれまでの生い立ちみたいなのをちょっとお話しておきたいと思います。これはインターネットからの得た情報でございますので、御了承願いたいと思います。

萩野選手は1994年8月に栃木県の小山市の出身でございます。小学校は地元の公立小学校に入ったようでございますが、1年生の夏から2年生の終わりころまで名古屋市の、お父さんの仕事の都合で名古屋市に住んだことがありますして、そのスイミングスクールに通ったことが、なんですか、メドレーをやるきっかけになったというような話を聞いております。その後、小学校は戻ってきまして小山市の小学校を卒業しております。中学校・高校と宇都宮市にあります作新学院の中等部並びに高校を卒業いたしまして現在の東洋大学に在学中ということでございます。それを終えまして、高校生のおきですか、ロンドンオリンピックに出場しまして400メートルの個人メドレーで銅メダルを取ったと。その後、2015年の夏に自転車で転倒いたしまして右肘の骨折をいたしました。それで大分ブランクがあったわけでございますが、今回のオリンピックにおきまして先ほど教育長のお話もありましたとおき金メダル、銀メダル、銅メダルとそれぞれ取ったような方でございます。

私たちも、家の方々にもこちらにおいでになったときは、ぜひ役場のほうに寄っていただければという話をしていただいておりますが、なかなかお忙しいようでございまして、オリンピックが終わりまして大学生の選手権、現在きのうのニュースでもありましたが、岩手国体に出場しまして400メートルの個人メドレーで優勝したようなニュースもありました。

そんな方でございますので、ぜひ当町においでいただきまして子供たちと、そのお話をしていただければなど、こう思うわけでございますが、そのことについて、何か町として考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 萩野選手がオリンピックでいち早く国旗を掲揚して国歌を斉唱していただきました第一号でございました。そうした中で、やはり本町としてもゆかりのあるということでお祝いに行っていました。ちょうどおばあさんと対応してきたところでありましたけれども、今回今行われております大学の選手権終わりました、今後は今度岩手の国体があるそうであります。その中でかなり厳しいようでありましたけれども、ただおばあさんの話によりますと何とか3日、2日・3日は休みがとれるそうなんだおんねと。そのとき、実家に寄るっていう話だったそ

うなんですけれども、実家、おばあさん大変だからということで泊まってというような話は聞いてまいりました。泊まってゆっくりしたいと、家族の方々にゆっくりしたいというような話のようでありましたので、ぜひそのとき大郷に寄っていただけませんか。そして小学校、中学校の児童生徒に金メダルを取った萩野公介選手、お会いさせまして、一人一人握手などさまざまな対面していただければ、今後の子供たちに夢と希望を与えますので、ぜひお願いしたいということでお願いをしております。その後まだ行っておりませんが、今は本当に本人がかなり水泳協会のほうの日程に従って動いているようなので、なかなかどのようなかわかりませんが、一応このような話をしておりますので、また今後行って話を進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 8月13日の河北新報にも上がりました宮城大郷の祖母、ばあちゃんが公介は自慢の孫だということで新聞にも載ってるわけでございます。その中でメダルを取ったら、ばあちゃんに見せるからと約束してくれたということもございますので、ぜひその実現を期待したいと、子供たちと会せていただくことを期待したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

また、子供たちにもですね、やはり応援してますよ、応援してますよだけではなく、やはり子供たちに萩野選手に手紙を書いていただくとか、あるいはまた絵を描いて送っていただくとか、そのようなこともいんではないかなと思うんですが、その実現性についてお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） 今町長答弁したとおりでございます。予定が本当にとれて小中学生全校生徒全員と町長申し上げましたとお握手をさせたり手を触れたり、歓迎ムードでお迎えをして子供たちにスポーツ振興あるいは萩野選手の力というようものを若干でも感じさせることができれば、これにこしたことはない、こう思っております。これが実現する暁にはもちろん感謝の手紙なども差し上げますが、なお、萩野選手がこちらに来れるように動機づけたいですか、よし、じゃあ行ってあげようかなというお願いの手紙などにも若干そういったことも工夫させていただきたいと思っております。

なお、蛇足ですけれども、B & Gの梶田会長あるいは菅原事務局長と

いう方々と同席することが昨年度ございました。大郷町のスポーツ選手はどなたかいるんですかというふうな質問をされたときに、私は胸を張ってお母さんが出身であるけれども萩野公介がいますと。ただ、先ほど若生議員さんおっしゃったとおり、そのときはちょっとけがをして休んでおったときなんですけれども、ああそうですか、頑張らせてくださいというふうなお声もいただいておりますので、なるべくその趣旨に沿った形で子供たちとの接触を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 萩野選手がインタビューとかでも答えているわけですが、2020年の東京オリンピックのころには自分たちが主力でやっていくんだというような決意もしておりますので、それまで長い、その後も続くような関係を築き上げるために、ぜひ努力していただきたいと思いますが、それに関しまして町長も決意の言葉をお願いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今回応援団の設立ということでありまして、やはり当然地元ということで応援しなくてはならないなと思っております。そうした中で今回まずもって本町においでいただいて、まず歓迎をしながら、そして子供たちに触れさせる、そして子供たちに夢や希望を与えるのが一番の目的かなと思っておりますが、それに向け、実現に向けてさらに努力をしてまいりたいと思っておりますので、まずもって本町に来ていただくことを目的として頑張らせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ぜひ実現を、期待しております。

続きまして、山砂採取業者に関する質問でございますが、業者数についていいですか、この件数29件となっているわけですが、この29件の地区的な配置といいますか、川内、東成田方面に集中してるのはわかるわけですが、そのほかの地区というのを、計画等々ありますか、その辺の地区の数をお願いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

まず、初めに町長答弁の中で計画分の件数と面積というもの、御答弁差し上げたところですが、これについて、もう少し詳細について、まず初めにお答えを申し上げたいと思っておりますが、まず計画分で8件・205へ

クタールというふうに申し上げました。これですね、件数の部分、大変申しわけございません。これ7件で205ヘクタールの誤りでございました。修正のほう、お願いしたいと思います。

その205ヘクタールのうち、これは太陽光の関係の開発分が4件・198ヘクタール含まれてございます。この部分については、開発の区域内で切り土、盛り土を行うという意味で今回の御答弁のほうに盛り込んでお答えをさせていただいたところでございますけれども、純粹に土砂採取という観点から見ますと差し引きの7ヘクタール分が今御相談を受けてる面積といったようなところとなっております。そうでございますので、全体としては28件で土砂採取、純粹に土砂採取の部分で申し上げますと246ヘクタールになるということで、まず御理解のほう、いただきたいと思えます。

それから、続きまして地区的なものということでございますけれども、まず現在土砂採取進行中の239ヘクタールの部分に対する地区的なものでございますけれども、ほとんどが東成田ないしは川内地区ということでございます。それ以外の地区では、4件がそれ以外の地区ということになってございます。

なお、今計画ということで御相談をいただいている分についての3件については、いずれも川内地区の開発ということでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ちょっと大松沢の話になるわけなんです、大松沢でも土砂採取の計画というのがあったような気がいたします。それでなかなかそれも手つかずで現在あるように私は感じているんですが、その情報はないでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 大松沢地区に限らずですね、今現在、要は開発がいわゆるとまっているような状態という部分については、逐次報告のほうを受けておまして、その辺につきましては、その計画が今現在どういう状況にあるのかということに対して、変更するなら変更するよということによって変更の申請書に関する提出の指導ですとか、その辺のところについては個別に対応してるところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 開発・イコール・私の考えでは1ヘクタールを超えますとそのような手続が要するというような考えでおったわけなんです、それ1,999平米以下は、このような届け出云々なしでできるというような

こともちょっと聞いたようなことあるんですが、それで間違いはないんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

林地開発という部分では、いわゆる1ヘクタール以上の部分が県知事の許可の対象になっておりまして、それ以下の部分ですと1,000平米以上が町の開発指導要綱による同意の対象となっております。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 1ヘクタールということですが、1年置きあるいはまた2年置きに1ヘクタール云々、そういうようなことを繰り返していく会社というようなところは見当たらないものでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

その辺のところは、具体的にそういう細切れに開発をされてる業者というのは今のところ、ございません。これは事業の採算性の問題から、ある一定の面積をもって開発しないと採算性が合わないことから、そうなっているのかなというふうに感じてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） いろいろ目を配っていただきまして、これからも業者の指導のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それで手つかずの業者、私、川内の方から、あそこに何か山全部剥いで全然手つけない会社があんだと。それでああいうところの会社は、その会社をちゃんと調べて、町で調べていんだよなとか、大雨が来たとき、ああやってこう乗り入れっていいですか入るところまでつくって、そのままにしている本当に不安なんだが、どういう指導をしてんのかなというような話を聞いたわけでした。そういうわけで、そういう業者、現在現実にあるわけなんです、その業者への指導と今後どのような計画が出ているのかを、お伺ひしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、そういった業者の情報が入りました際は随時町のほうでそちらの業者さんのほうに御連絡を差し上げるとともに県の指導の担当課のほうとも連携、連絡をとりまして、今後のその事業の進捗あるいは計画の状況に応じた変更の届けなり、そういった措置をやっていただくように個別に御指導申し上げてるところで

ございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） ぜひ地元の人たちが不安に陥らないような指導をよろしくお願いしたいと、そのように思うわけでございます。

また、これも似たような質問でございましたが、指導に関してなんです、この間も台風何回か来まして、話を聞きますと側溝に結構土砂が堆積してるというような話を聞いておりますが、この間の企画財政課に行きまして町と会社と地区の方々が協定を結ぶ協定書の写しっていいですか、もととなるものをもらってきたわけなんです、基本的に町道の側溝が土砂でいっぱいになった場合の、それを撤去するのはどこでするようなことになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

自然災害が例えば発生いたしまして、それによる水路の閉塞が土砂採取業者の責によるものと認められるときには、その対象の業者さんのほうに対して撤去のほうを依頼して実施をさせていただいているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5 番（若生 寛君） ならいいんですけれども、町の負担あるいはまたそのようなことになっているのかなと、こう考えたもんでお聞きいたしました、ぜひ強い態度で業者の指導をお願いしたいと、そのように思います。

また、今回この協定書をいただきまして、ちょっと気になったことがありますので、お伺いしたいと思います。

協定書の3条環境、緑化及び環境保全対策ということがあるわけですが、その3です、調整池を設けたりあるいはまたその4で流出しないように常に水路の確保に努めると、このような条項があるわけなんです、これを全ての業者が守られているとは思いますが、何ていいますか、この条件に沿った、規模は大きいから小さいのからあると思うんですが、全ての業者、この協定書に沿って実施しているかどうか確認、どのようにされてるかお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

まず、1点といたしましては、これも毎年土砂採取の業者さんに関しましては、県の開発の担当課のほうと合同で巡視のほうをさせていただいてるといいますか、県の巡視に町の職員の帯同を許されているところ

でございます。その際に調整池のほうの確認等々もあわせて一緒に行っているところでございますし、開発現場につきましては、それぞれ搬出する搬出口が道路のほうに面しておりますから、いろんな巡視・パトロールの機会を用いまして調整池、あるいはそういった災害の防止の施設のほうが適切に設置をされているかどうかというところにつきましては、目視により、まあ年に数回ではございますけれども職員のほうで確認をしてるといった内容でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 県の職員と帯同できるということでございますので、まだまだ強い対応ができると思いますので、ぜひその辺のところ強い態度で臨んでいただきたいと思います。

また、この協定書の6条道路等の清潔の確保ということの中で、3番目に明らかにダンプカー等が起因して道路の損傷をした場合云々と、こうあるわけなんです、現在あの辺の道路、大分わだちにもなっておりますし、あと何ていいますかね、亀の子状に結構亀裂が入っているところがあるわけなんです、それに関してどこで修理を、まあこれによりますと業者が云々ってことなんです、その辺の町道の修理に関してはどのように考えてるか、お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

町道の修理に関しましては、当然起因する原因がわかる場合は、そちらの方に費用を負担いただき、修繕していただきますが、不特定多数のダンプ等が通るものにつきましては、原因特定が不可能な場合もございます。そういった際はですね、まず道路が壊れる前に、例えば道路の通行に際し、県道等回っていただくような迂回の協力依頼とか、道路が損傷した際は緊急維持的なものはこちらで対応いたしますし、先日の長福寺東成田線のように国等に要望いたしまして、国の事業の復興支援による起因もございますので、できればそちらで復興していただくような措置等をとっているところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 道路に関しましては、本当に大分って言葉を通り過ぎまして、ほとんど傷んでいるような状態でございますので、先ほど言った国との関係も密にしながら、余りひどくならないように、また早目の復旧を、ぜひお願いしたいわけでございますが、それに関しまして国との関係について、また県との関係についてどのように考えてるか、町

長の御意見をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） この土砂採取に伴いまして町道の損傷について、私まだ土砂採取が始まらないうちから復興省、当時の初代の根本大臣に要望活動した経緯がございます。以来5年間ずっと来たわけですがけれども、何とか震災の復興事業として取り上げてほしいということで要望してまいりました。これもなかなかだめでありました。その中で、さらには原因車を見つけろと言われてまして土の採取場から埋立地までダンプ積んでる状態を写真撮って、ダンプのナンバーを控えて、ちょうどダンプの前に国交省とか林野庁とかってありますね、あれを写真撮って追跡しまして、どこの場所に納めてるか全部写真を撮って、その道路を通る場所も撮って、それら等準備しまして要望活動などしてまいりました。しかし、最終的に原因車負担だという結論にいたしました。

ところが、あの長福寺線におかれましては、原因車が不特定であります。そうした中でこれも無理だということで今日まで来たわけですがけれども、その中で効果促進事業あるでしょうと。これは確かにあるんですけども、それは沿岸部だけが対象の事業でありまして、本当に内陸にとって何もないということで、いまだに要望活動してるところでありますけれども、今回やっと土井、地元でありましたから、地元の国交省の副大臣、土井副大臣が来て現場を見ました。本当にびっくりしたようでありました。その場で要望活動、また、したわけでありまして、それもまた復興省の仙台からまた現場を見ておりまして、何とか震災の事業として宮城県の、県のほうでも今お願いしております。かなり県道もひどいということで、そうした中で何とか最終的には国の事業で舗装できるような、改良工事できるようなお願いを、いまだにしておるわけですがけれども、なお今後とも続けてまいりまして、本当に国の補助をいただきながら最終的には改良できるようにということで要望活動、根気よく続けてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） ぜひ町長、要望活動を根気よく強くやっていただきまして、財政の厳しい本町でございますので、どうか国のほうでやってもらうような、さらなる努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 次に、7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 7番和賀でございます。通告に従いまして、本日は大綱

2点について御質問いたします。

まず、第1点目、ドクターヘリのランデブーポイントについてでございます。若い男女のランデブーではございません。ドクターヘリのランデブーということですね。

宮城県のドクターヘリの運航が今秋より開始します。きょうの新聞で10月28日となっていました。宮城県ではランデブーポイントを、県内400カ所を目標としているとのことでございます。候補地が砂場の場合、ドクターヘリが着陸する際、砂ぼこりが舞い上がるため着陸の前に消防ポンプ車による散水が必要になります。1分1秒を争う救急医療では、この散水による時間ロスが命取りになるおそれがございます。このことを踏まえ、以下伺います。

1、候補地は、大郷は何カ所予定しているのか。

2番目、候補地選定に関しては消防機関が選んで県に推薦する仕組みになっていますが、町内会地域住民からの推薦も受けてはどうかということでございます。

3番目、砂場の候補地は舗装または芝生化すべきと考えるが、砂ぼこり対策はどう考えているのか。

4番目、県はランデブーポイントの改良工事に1カ所当たり500万円を上限に助成すると聞いております。我が町も、この予算を活用して整備を進めてはどうか。

5番目、他県ではランデブーポイントに看板を設置している自治体もあります。住民に場所の周知とともにドクターヘリの活動を理解してもらうためにも看板を設置すべきと考えます。

6番目、ランデブーポイントの安全確保は原則消防職員が担当することになっているが、消防職員が担当できない場合、かわりに自治体職員や民間人が協力している例があると聞いております。安全確保の協力態勢については、どう考えているのか。

大綱2番目、教育環境の整備等について質問いたします。

大郷町教育基本理念にまちづくりの基本理念は『「自力」一人ひとりが考え、行動し、未来を創るまちづくり』と定め、その礎は「まちづくりは人づくり、人づくりは教育」とうたっています。教育に大きなウエートがうかがえます。教育環境の整備について伺います。

1番目、通学路の安全確保でございます。

イ) 通学路交通安全プログラムの合同点検は年1回、夏期と冬期を交互に実施となっています。そうすると夏期の課題は2年間進まないこと

になるおそれがございます。対策内容をより促進するための検討はなされているのか。

ロ) 町道愛宕下鍋釣線、中村地内でございます。ゾーン30指定でカラー舗装化が計画されております。きのうも看板があったとかないとかっていうのもありましたけども、住民よりは側溝ふたの凹凸の問題、あとカーブミラーで死角を何とか改善してほしい等の要望がございますが、その地域住民の声をどのように吸い上げているのか伺います。

ハ) 対策年度が未定の項目が多数ございます。これをどう推進していくのか。

ニ) スクールバスの乗り降り場の安全確保について、どのような検討がされているのか。これ、以前、同僚議員よりも一般質問であったと思うんですけども、一応検討するというふうになってたと思います。

② 小学校のトイレの全数洋式化の計画は。

③ 児童とリオオリンピックアスリートとの触れ合いの機会を。

4番、平成30年を目標に3歳児よりの幼稚園教育を検討と町長が言っております。そのための課題と実現の決意を伺います。

5番目、奨学資金の貸与の資格の見直しについて、現行の貸与資格の中に保護者の属する世帯に町税等の滞納がないこと、2. ほかから奨学金の貸し付けを受けていないことがうたわれております。貧困の連鎖を、どう解消するかが社会問題になっております。このことから、この2項目は外すべきと考えますが、所見を伺います。

以上、大綱2点について伺います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(赤間正幸君) 和賀議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

まず、1番目のドクターヘリのランデブーポイントについて答弁をいたします。

質問の1でございます。本町では大郷町総合運動場、旧大郷牧場跡地、大松沢社会教育センターの3カ所が候補地になっております。また、県と民間が独自に協議したスモリのおうちの学校があります。

質問の2番目でございます。ランデブーポイントは救急車との合流地点で、場外離着陸場の位置づけがされており、その設定は町が行うべきであると考えております。

質問の3番目でございます。町の候補地は芝生がある場所を選定しています。緊急非常時の際に使用する場所であり、特段の措置は考えてございません。

質問の4番目でございます。宮城県ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業においては、本町候補地の改良工事は不要と考えております。

質問の5番目について答弁します。宮城県に補助事業の要望をいたしております。今後、承認を受ければ補正予算を計上して対応してまいります。

質問の6番目でございます。安全を確保するため訓練を受けた消防署員が担当することになっており、消防署員がランデブーポイントにいないければ発着できないことになっております。本町では黒川消防署が、その任に当たっています。また、緊急車両の誘導等後方支援の要請が県並びに黒川消防署からあった場合のみ、町職員が支援業務を行う予定でございます。

次に、2番目の教育環境整備について答弁をいたします。

質問のイ、1のイ) 通学路の合同点検を夏期と冬期を交互に実施しているのは積雪時の危険箇所の把握が必要であるからでございます。夏期の合同点検で確認した課題については、2年後までそのままにしておくわけではなく、次年度の合同点検の際に検証をしていきます。

対策内容をより促進するための検討はなされているのかということですが、町で管理している町道以外については、宮城県などの道路管理者等への随時働きかけを行ってるところでございます。

質問の1のロでございます。町道愛宕下鍋釣線につきましては、平成25年度より通学児童や歩行者の安全を確保するため、カラー舗装を実施し、ゾーン30の指定を行っております。今年度は県道利府松山線と町道愛宕下鍋釣線の交差点を起点として中村の神明社の方向へ向かってカラー舗装を実施し、区域指定に向け、関係機関との協議を行うものでございます。

側溝ふたの改修等でございますが、地区住民からの要望につきまして地区担当員制度により区長さんを通じて内容を把握いたしております。また、要望のあった内容につきましては、現場を確認し、必要に応じてカラー舗装工事とあわせて対応する予定でございます。

質問の1のハ) 対策年度が未定の項目についてですが、例えば神明社前、町道愛宕下鍋釣線のカラー舗装化について平成28年度予算で実施予定であり、既に入札及び契約行為を完了しております。同じく大郷中学校前、町道愛宕下丸山線のカラー舗装、路肩カラー舗装化についても発注済みでございます。

①の２．スクールバスの乗り場の安全確保については、特に冬期間の安全対策として一昨年からシルバー人材センターに委託し、停留所付近の除雪、除融雪作業を行い、児童生徒の安全確保に努めております。

質問の２でございます。大郷小学校のトイレについては、増築校舎、既存校舎、体育館のいずれも既に洋式トイレにしております。

質問３．児童生徒が夢や希望を持ってたくましく自分の人生を歩むためにトップアスリートとの触れ合いの機会をつくることは大切なことだと感じております。リオデジャネイロオリンピックの競泳男子で金・銀・銅メダルを獲得した萩野公介選手の母親が本町出身ということもあり、萩野選手が大郷町に来ることができるかできないかどうか、今打診しているところでございます。もし、これが実現すれば本町の児童生徒と触れ合う機会を設けたいと考えております。

④でございます。３歳児から幼稚園教育について、平成30年度を目標に今役場内で検討会議を重ねているところでございます。実現に向けて大きな課題としては、現在の乳幼児総合教育施設には余裕教室がない状況ですので、どのような手法で不足教育数を確保するかということでもあります。また、預かり保育も含め、職員体制等の具体的な検討も必要となりますが、大郷町における３歳児からの幼児教育実現のため、鋭意努力していきたいと考えております。

質問５．奨学資金貸与の資格の見直しの件についての御質問ですが、奨学資金貸与制度の原資は善良な納税者の税金であります。それを滞納世帯に貸し付けるということは道理に合わないと考えております。

また、他の奨学金の貸し付けを受けていないことを規定しているのは奨学資金を借り受けた方が卒業後、社会生活を送る上で多重債務に苦しむことを防ぐためでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後１時15分。

午 後　　0 時 0 0 分　　休 憩

午 後　　1 時 1 5 分　　開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君）　それでは、ドクターヘリ関係について再質問をさせていただきます。

場所は3カ所設定したということで、総合運動公園、それから社会教

育センターと牧場跡地、スモリは検討ということで、まだ結論は出てないと思っておりますが、社会教育センターなんですけど、これは芝生化になってないとおもったんですけども、これはどうなんですか。社会教育センター。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

ほかの2カ所についても、芝生化なってるのは総合運動場だけです。ほかについては、芝草という考え方でおります。というのは、通常は要するにグラウンドでございますので、そこに町長の答弁にもあったとおり舗装化とかそういうものはちょっと不可能な地域でございますので、自然の状況で離発着場の選定を、今回はしたということでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） そうなった場合に、やっぱり砂ぼこり対策というのが必要になってくると思うんですが、水をまくとかね。そうになってくると要するに時間的なロスが発生するということで、やっぱり最終的には芝生化、もしくはアスファルトの舗装なんかも必要なんじゃないかなと、このように思いますんで、まあすぐは無理でしょうけども、そういう効率のよいそういう選定というか、そういう状況をつくる必要があると思いますんで、その辺の今後の対応についてどうするのか、再度答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

ことはドクターヘリのランデブーポイントの初年度でございます。毎年要するにポイントの見直しはすべきだと思っております。そうした中で先ほどお話したとおり通常はグラウンド、用地が適当だと思っております。要するに交通の便から見ましても一番いいのは、やはり総合運動場、あそこは芝生化なっておりますので、そこと将来的には粕川地区においては乳幼児総合教育施設、あと大松沢の社会教育センターの3カ所が適当ではないかと考えております。いずれの地区もやはりグラウンドなっておりますので、その地区に適した場所に、まあ芝まではいかないにも草が生えてる状況を保てるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 将来的には考えるということで、ぜひですね、そういう選定場所に選んでいただきたいというふうに思います。

あと、念のためちょっと確認していきたいんですけども、要するに仙台の医療センターから要請があった場合にヘリがバァーッと飛んでくるわけですけども、そうすると大体ざっくり、もう私の頭なんですけども、大体7分くらいでは来るんじゃないかなと、こう思ってんですけども、そうした場合に、このランデブーポイントに関しては大郷のどの地域からもやっぱり救急車が7分以内で来る必要があるわけなんですけども、その辺の時間的は、どのように見たのかですね、答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） ただいま和賀議員さんのほうからおおむね7分という数字が出たんですが、おおむね何分で来るという情報は県からまだ伝わってきておりません。一般的にやはり交通の便、それから場所、そういったものを判断して仙台の医療センターと東北大学と、それから地元の消防署、これが協議されて場所の選定をして実際は降りてくるということになっておりますので、その間に行政当局に連絡があれば、ここだということ、指導の助言をしていきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 時間についての確認は非常に大事なんで、ぜひお願いしたいと思います。

それで、要するにこれらのドクターヘリが動くと、今まで救急態勢っていいですか、大郷の場合ってというか黒川郡の消防署の場合、電話があって病院までの収容時間が平均45分かかってますよという今現状なんです。45分。そしてこれが、ドクターヘリが運航することによって、これが半分くらいに大幅に時間が短縮できる。なおかつ、大郷の場合は近くに高度な救急医療を行う3次医療機関もないし、これをうまく有効活用態勢を整えることによって、そういう医療に対しての地域間格差がなくなるという非常にメリットがあって、その重症患者の命を助ける、または何ていいますか、後遺症の軽減が図れるということで、これはそういう状況にある大郷町なんで、これは町として本当に真剣に取り組んで、この救急ドクターヘリがスムーズに運行できるようにすべきだと、このように私自身は考えているんですけども、その件に関して町長の所見をちょっと確認したいなど。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） ドクターヘリ、来月の28日から導入なるようであります、そうした中で県内全て仙台医療センターなり大学病院に搬送するというテレビ報道なされておりましたけれども、ただ確かに本町のように

病院の少ない、医者が少ない地域においては、かなりの効果が期待されるなど。救命率の向上につながるわけでありませけれども、その辺の、どの範囲までがドクターヘリが運行するのか、その辺がまだ県のほうから、あるいは消防署あたりは話してるかわかりませんが、その辺の話し合いがまだないので、今後どのような通達等々があるかわかりませけれども、いずれにしても本町の場合大変な、このドクターヘリを有効に活用してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） ぜひ消防本部なんかとも連携をとって、この効果を享受できるような大郷にしていきたいなど、このように思いまして、次行きます。

通学路の安全確保の件なんですが、きょうの回答いただいて何点か進行しているなというのをわかりました。今ホームページで見ますとですね、去年の12月の10何日かに、この通学路関係の改訂版が12月の15日に出てるんですね。

ただ、その中には全然前と同じような内容しかちょっと書いてないんですよ。通学路交通安全プログラムですね。この対策内容は非常に的を得た内容で、非常に私も期待して何回かのぞいてんですけども、8路線で対策内容が15件載ってて、実際対策年度の未定が10件、これが全然当初のものと全然変わってないように思うんですが、ところがきょうの回答を見ると愛宕下鍋釣線とか、これも何点か予定が立って発注済みというのものもあるんで、この辺のところの内容も変わってるんじゃないかなと思うんですけども、この辺は直してるんですかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

通学路の安全対策推進会議で各関係諸団体と協議して通学路の対策一覧表のほうを作成いたしました。それが今ホームページのほうに掲載されておりますが、その際一つ一つの項目について関係団体と協議したものですから、その後、会議は今年度まだ開催しておりませんので、事務局のほうで一方向的に直すこともどうなのかなということもありましたので、次の会議のときに進捗状況を改めて確認いたしまして、その都度そのタイミングでホームページのほうも更新したいというふうに考えているところでございました。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） それで未定の項目が、15項目のうち10項目が未定の項目

になってるわけなんですね。その時期の未定項目。だから、これをやっぱりはっきりさせるためには、そういう交通会議をやっぱり定期的に開いて、随時とこうなってますけども、県からも来てもらえるんで定期的にやってですね、やることによって、この時期の未定が進捗が図れるんじゃないかなと思うんですけども、この辺に関して課長はどうなんですか、定期的にやろうとしてるんでしょうか。1年に1回では少ないと思うんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

通学路の安全プログラムの実施要綱の中では、年に1回合同点検を実施しますというふうにあります。その必要に応じて緊急のときに随時実施するというふうにしております。今いただいた御意見につきましては、次の対策会議のときにお諮りしたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） ぜひ会議に諮ってですね、何ていいますか、会議を多く開催されることを望みます。そうしないとなかなか警察署もですね、県も唯々、前進が遅くなるんじゃないかなと、このようなおそれを抱いてございます。

あと、乗りおり場所の安全対策なんですけども、冬期間にシルバー人材センターにお願いして雪を払ってますよと、これはわかってございます。毎年毎年生徒が変わってくるんでなかなか場所の特定というのは難しいかもしれないんですけども、中にはここはもう定点として固定する場所もできる場所もあるんじゃないかなと思うんですね。だからそういう固定される場所に関しては、待合室みたいなをつくる必要があると私は考えてんですけども、この点に関してどういうふうに考えてるか、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

スクールバス乗りおり場に停留所を設置してはというふうな御提案でございましたが、御存じのとおりスクールバスの停留所につきましては、住民バスのバス停をお借りして、そこを基本に大多分使用しているものでございますから、ちょっと教育委員会の範疇ではなくなるのかなというふうに思っているところでございまして、私としては以上のとおりでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 住民バスと、お借りしているということ、そういう回答でございましたが、同じ庁舎内で住民バスを管理している部署もございまして、その辺と連携とりあってですね、やっぱり待合室みたいなを何カ所か設けられるところは設けてほしいなと思うんです。これは、済みません。住民バスの管理している方にちょっと回答をというか答弁、所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

待合所ということでございますが、現在のところ、当課におきましては、そのような具体的というのは特にございませんが、なお、御意見をいただきましたので、その辺可能かどうかにつきましては、今後の検証課題というふうにさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） ぜひですね、検討のほど、お願いいたします。

済みません。小学校のトイレは、もう既に洋式トイレになってますよと、これは私の、済みません、認識不足でございました。

中学校に関しては、どのような計画になってますかね。中学校のトイレ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

中学校のトイレにつきましては、数を申し上げますが、洋式トイレのほうが合計で13個あります。和式トイレが若干多くて15個というふうなふうになっておりまして、このトイレにつきましては、30年近い、建設してから中学校経過してるというところがあって、まだ和式トイレのほうが若干多い状況にありますので、これにつきましては、教育委員会のほうでも幼・小・中とスライドしていくわけでございますので、これについては検討課題だなというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 小学校はもう全部なってるよということで、中学校もやっぱり早急にやるべきだと思うんですけども、町長としての所見をちょっと伺いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） トイレは、もう既にどこにいても日本全国共通なものでございます。そうした中で田舎だから和式、町だから洋式、そういう

差別も何もございません。今、もう家庭も全て洋式になっておりますので、そうした中で順次洋式に取りかえていかななくてはならないという思いでいるところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 早急にやっていただくというふうな認識のもとに、次に移ります。

あと、リオデジャネイロのアスリートと子供たちとの触れ合いの件なんですけども、萩野選手に今打診してますよという、ほかの同僚議員への答弁もそう聞いています。私はね、萩野選手ひとりにこだわるとなかなか実現しないんじゃないかなと、こう思ってございます。今せっかく東京オリンピックも控えてますし、子供たちに対してやっぱり夢と希望を与えるために、もう萩野選手ひとりにこだわらず、子供たちに人気のある例えば福原 愛ちゃんとか、あとレスリングの吉田選手とか、あの辺あたりも呼んで、ぜひ熱の冷めないうちに実現してほしいなと思うんですけども、この件に関しては教育長の所見をちょっと伺いたいなと。萩野選手にこだわらずですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

吉田選手にしても福原選手にしても、やはり所属する事務所あるいは単独では来れないので、それなりのちょっと本当に莫大な経費がかかります。それを、先ほども申し上げましたけれどもB&Gでもそういった紹介をしてございますけれども、若干格安になりますので、そういったことも検討はいたしたいのですけれども、まずはこの大郷町に少しでもゆかりのあるところからスタートしてまいりたいという前回の回答と同じ気持ちでございますので、御了解いただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） わかりました。

じゃ、次に3歳児からの幼稚園教育について再度お尋ねいたします。

町内の若いお母さんにですね、町長が30年を目標に3歳児幼稚園教育を検討始めたよと、こう話したら、第一声に戻ってきたのが、わあすごいということなんです。そして、あとその次に戻ってきたのがですね、教育長は3歳児神話を持っているというような話もちよっとお聞きしたんですけども、この3歳児幼稚園教育の必要性とかメリットについて、教育長としてはこれ、どう考えていらっしゃるのか御所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

私の考えの前に県内の状況から、まず御説明いたしますが、宮城県内の幼稚園の園児のうち、80%は私立の幼稚園でございます。残りの20%が公立の幼稚園に通っておるということを、まず御承知おき願います。さらに、その公立幼稚園につきましては、現在宮城県内でまだ8市、市、市が8つ、町が11ございます。90園で幼稚園行っておりまして、一方私立の場合ですと大体その倍ぐらいの数になるんですけども、要するに、そういう状況を踏まえまして、私立幼稚園でお引き受けをいただくことのできないような地域にある例えば市で、市であってもそういう地域では公立で行ってるという状況でございます。大郷町の場合はどうしても公立で行わなきゃならないという地域がございますので、このまま公立で行っていくという、まずその前提をまず御理解いただきたいと。

それから、県の教育委員会がですね、このたび第2期長期計画を発表いたしますが、今もんでるところですけども、今度初めて幼児教育というものを取り立ててクローズアップするというような時代に入ってきました。3歳児教育にかかりましても非常に幼稚園・保育園・小学校との連携、あるいは接続を図るためというようなことでございますが、社会的な一億総活躍社会とか女性の社会進出とかそういったものが背景にあるものというふうに承知しております。

このような流れの中で、やはり私はずっとやはり3歳児からというのはなかなか難しく母親の愛着形成も重要だというような説明ですときたわけでございますけれども、やはり時代の流れというようなものもございまして、その愛着形成も同時に満足させながら世の中の要望も受け入れつつ、3歳児教育をやっぱりやらざるを得ないのだろうというふうな考えであります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 教育長の持論で3歳児の愛着、母親の愛着なんていうのも前も伺ったんでございますが、社会的な必要性で、もう3歳児教育もやる時期にもう来ているよということ、理解いたしました。

あとはもう町長の、何ていいますか、実現に対しての力の入れ方で決まるなど、このように捉えてるんですけども、要するに30年の目標に対してどこまでやるきるかという、そういう何ていいますか、そういう決意をお願いしたいなど。これはもう次の町長の町長選への公約にしてもいいんじゃないかなと、こう私思ってるんですけども、どうですか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 議員おっしゃるとおり、30年の4月開校目指して副町長を中心に検討委員会を立ち上げまして検討させていただいております。そうした中で過般も検討委員会開きました。そうした中での今日までの経緯、これからの今後の方針等について、副町長のほうから詳細に説明させたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 3歳児の幼稚園受け入れについて、これまで関係の部署を含めました中で検討を重ねておるところでございます。その中で先ほど町長が答弁しましたようにですね、課題となるものにつきましては、まず教室の確保でございます。それから預かり保育を含めた中での教員の確保、これが2つの大きな課題となっております。

この教室の確保につきましてですね、県のほうとも何回か詰めておりますけれども、補助事業が該当するものがありますよという回答をいただいております。したがって、町の財政状況を踏まえた中でも補助事業でもって増築をしてまいりたいという考え方でございます。

補助事業、来年度の申請に向けて補助事業のほう、今進めておりますので、そういたしますと建築のほうが30年度ということになります。したがって、当初は30年の4月からの受け入れという方向で進んでまいりましたが、現時点では31年の4月の受け入れを目指してですね、これから事務的なもの等々を煮詰めていくという状況でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 30年4月が31年の4月にならざるを得ないなということで、執行部としてのこの3歳児幼稚園の真剣な取り組み状況に関して理解いたしました。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

最後の奨学資金の問題なんですけども、町長の答弁では皆さんの大切な税金を扱ってるんで滞納世帯に貸し付けるということは道理に合わないという回答でございました。これはこれで理解はできるんですけども、今世の中で言われている貧困の連鎖といいますか、この貧困の連鎖を断ち切るためには要するにもう教育に力を入れるしかないというのが今の国の政策でもあるし、世の中でもいろんな知識者の考え方じゃないかなと、このように思っております。だからそのためにはね、確かに善良な納税者の税金でございしますが、生まれてくる子供はやっぱり親を選んで生まれてくることはできないわけでございます。そして親の責任、何ていいますか、税の滞納はやっぱり親の責任で子供には責任ないよと、奨

学資金はやっぱり子供に貸すわけだから、私は滞納の件に関しては、これを外すべきじゃないかなと、このように考えてます。そして、ほかの近くの自治体、富谷、大和、大衡も一応見ました。その中でも税の滞納に関しては一切触れておりません。前に議論にあったときも、それは内規でやってるとかっていう話もございましたが、本当にそうなのかっていう疑問もあるわけなんですけども、今、社会的な貧困の連鎖を断ち切るには、もう教育が一番大事だということで、やっぱり子供に対しては責任がないから実際はこの条項はもう外すべきじゃないかなと、こう再度思ってんですけども、この件に関して所見をお願いします。教育長にお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） 大変重い質問でございますが、私で御回答できるかどうかということなんですけども、今子供の貧困、御質問のように子供の6人に1人といわれております。それから、生活保護を受けている家庭の子供は、さらにまた生活保護を受ける、要するにこれを貧困の連鎖というふうにいわれる事象が起きてると。小学校4年生から高校生というふうにいわれております。

これらに対しまして、どのような今救いの手があるかといいますと、現在行っている、本町で行っているものにつきましては、要保護世帯の認定、あるいは準要保護児童生徒就学援助費を活用しまして、ことしも1名ずつ認定したところでございます。必ずしも奨学資金だけでなくいろいろな施策を活用しながら子供の貧困というようなものに立ち向かっていきたいと、こう思っております。

それから、生活困窮者自立支援制度というのがございまして、子供の貧困並びに貧困の連鎖に対しまして学習支援等、それから自立サポートというような形で既に27年度からもう300自治体で生保受給者世帯の子供などに実施されておりますので、そういった取り組みにつきましても検討を加えながら子供たちを救ってまいりたいと、こう思っております。

それから、2項目を外してはどうかという御質問でございますが、これにつきましては、まだ検討不十分でございますので、町長答弁のとおりとさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 余りまだ検討が不十分だよということで、町長答弁のとおりというきつい御答弁をいただきました。ぜひですね、この辺、このことに関してね、ほかの他の自治体でも、このことを設けている自治体

はないわけでありますから、ぜひ教育委員会でこの件に関して再度検討・協議をお願いいたしまして、回答は結構でございます。

私の質問を、終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で、和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、4番石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 通告に従いまして質問させていただきます。

その前に、このところ雨による災害、それから地震による災害続いておりました、本当に被災になった岩手県の岩泉町、北海道の清水町の皆さんには本当にお悔やみとお見舞いを申し上げるところでございますが、たまたま宮城県は、口幅ったいようでございますけれども免れてるなど。この間の台風10号であっても、ちょっと西のほうにずれてると岩泉のような惨事が大郷に、宮城県にあったのではないのかなという思いでございます。

そんな中で私の今回の質問でございますが、まず1点目、避難所についてでございます。

町のホームページで指定避難所を開くと、学校、文化会館、B&G海洋センターなどと一緒に各地区の分館も載っております。以前議会で分館も指定避難所として見ていただけるのかと質問したことがございましたが、そこまで、簡単に言うと手を広げられない旨の答弁だったような記憶でございます。その辺のところ、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

また、この間の熊本の地震のときに取り沙汰されました車中泊避難を余儀なくされる方々が多数いらっしゃったということでございます。その辺の今後の対策をどう考えているのか御所見をお伺いいたします。

続いて2点目、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税は平成20年から平成25年までは数件であったが、平成26年10件で83万4,000円、平成27年が19件で129万7180円であったと、本年4月から本町もふるさとチョイスにアップいたしました。現在どんな状況なのか、次の点についてお伺いをいたします。

1としてアクセス数、2番目、寄附の件数と金額、3点目にお礼品の申し込み状況でございます。

以上、よろしくお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 石川壽和議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

1番目の避難所について答弁をいたします。

指定避難所は地域防災計画の避難所収容対策に基づき地区分館を指定避難所としています。各行政または自主防災組織が避難者を一時的に収容する施設として位置づけております。災害の状況等により、町災害対策本部が判断してそれぞれの指定避難所への誘導を行っています。

車中泊については、それぞれの指定避難所の収容可能人員から想定していませんが、万が一の場合、健康面を考慮しながら町の保健師の巡回等で対応していきたいと考えております。

次に、2番目のふるさと納税についてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、御質問にありましたとおり本年4月より専用のインターネットサイトであるふるさとチョイスから寄附ができるように取り扱いを変更したところであり、クレジットカードを利用した寄附ができるような体制を整えております。4月の取り扱い開始以降8月の17日までのアクセス数は1,675回、寄附の申し込みは250件・462万円にのぼるものであります。

これに対してお礼品の申し込み状況は、米が160件、地ビールが58件と合わせて約87%を占めております。

なお、8月16日以降待望の仙台牛がお礼品として選択できるようになり、おかげさまをもちまして1週間で18件の申し込みをいただきました。今後もお礼品の拡充に努め、寄附額のアップとともに産業振興につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 私も勘違いしてたのかもしれませんが、今回の台風に関しても指定避難所として町のほうで防災無線であったのが4カ所、5カ所ですかね、そういうところが指定避難所でそれ以外はただの避難所かなという認識が私の頭の中にもありました。町からいただいた資料によると全分館も指定の避難所となっているということでございますので、確かに今町長の答弁にも自主防災組織を通じての避難所ということでございましょうが、各分館を指定避難所としてお認めになって支援物資なりを、その避難所に届けていただけるのかどうなのか。何ていうんでしょうね、町で認めた指定の、そのときの指定の避難所として認めていただくにはどんな形が必要なのか。確かに職員の数も限られておりますので、全分館ということになると、これは手が回らないのはそうでしょうけども、たまたま町に22部落全部の自主防災組織がありますので、その自主防災組織にそこの運営は任せたとしてもですね、救援物資なり資材なりを町のほうから届けていただくなりできるのかどうなのか、その辺

ところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

基本的に避難所、指定避難所の指定は書いてるとおりなんですけど、実際の際は災害対策本部として判断いたします。といいますのは、災害の種類規模これによりまして極端な話、町内全域にわたるということはないと思うんですが、そういった場合は各分館もお願いするような形になるのかなと思いますけど、大郷町の場合、水害がメインなのかなと。そうしますと、やっぱり高台にお集まりいただくのが一番適当というふうに考えております。

さらに、指定避難所は町が運営する形になりますので、当然職員が張りついて物資等の供給をいたします。場所によって、例えば大松沢のある地区だけということになれば、そこを指定避難所にすることは可能だと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 今の最後の答弁を聞いて一安心するところなんではございますが、確かに大谷の西部のほうを考えるとですね、大きな公共的な建物が結構ありますし、大規模災害のときに、そのキャパシティーというんですかね、許容の範囲が大きいわけで心配はないと思うんですが、余り大きい施設のないところだと、どうしても足がなかったり、例によって大郷も高齢化が進んでますので、そういう場合に町が認める云々は別にしても地域からの要請があった場合、どのような判断をされるのか、その辺もちょっとお聞きをしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 地域、まあ区長さんとか自主防災組織の方からそういう強い要請があれば、まず対策本部として検討、判断、早急にいたし、必要と認めた場合は、そこを指定避難所にさせていただいて職員が張りついて対応していきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） とにかく本当に差のない町のほうの対応をしていただければと思いますので、その辺のところはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、最近取り沙汰されております車中泊避難についてお伺いしたいんですが、やっぱりどうしてもプライバシーの問題とか子供さんがいらっしやるとか、それから一番今多いのがペットですよね。ペットを連れ

てみんながいる避難所には入れないということで車中泊避難を余儀なくされてる方がいらっしゃるということでございます。

御存じのとおり心配されるのがエコノミークラス症候群といいまして足にできた血栓が肺にのぼって命の危険まであるということでございますので、その辺のところ、保健師さんなどを巡回等で対応していきたいと考えているということでございますけども、現在保健師さん、町のほうで何名いらっしゃるのか、とりあえずお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

現在3名おります。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 熊本のような本当に大規模な災害で、それこそ100台単位の車が車中泊避難するというのはとっても考えにくいことではございますけども、3名いらっしゃるということですので、大概のことには対応できるのかなと思います。

ちょっと御紹介という形になりますけども、最近、関西を中心に大手の小売店が自分ところの駐車場を車中泊避難に避難所として提供しようという動きがありましてですね、本来であれば町の指定した、市の指定した避難所に入っていただくのがベターなんでしょうけれども、それで追いつかないということで、2020年までに全国に100カ所ぐらいつくと。2月時点で、その大手小売店で大阪、和歌山を中心に自家発電施設を備えた27カ所を、既に建設なり用意をしているということでございます。ただ、こういうニュースが流れますと逆に避難所に入らないで、じゃ車中泊って余り今まで考えたことなかったと思うんですが、今回の熊本の地震でかえって逆に車中泊避難したほうが楽なんじゃないかなって思える人が多くなってるんじゃないかなと思います。確かに町のほうでその車中泊避難してる人を何とか避難所に入っただけのような努力はどこでもされているようでございますけれども、その辺のところの指導ですね、町のほうでどんなふうを考えていらっしゃるのか、その辺のところもお聞きをしてみたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 避難勧告、避難指示、その前に避難準備とあるんですが、一番高い避難指示の際については、もう車中泊という言葉は使わないで、とにかく施設に入ってくださいというふうになるのかなと思います。その前の段階で、ある程度本人の意思も尊重しながら避難してくだ

さいという段階では、それを、御本人の御判断になろうかと思いますが、対策本部としては車中泊というのはされないようにという、あらかじめお話をしたいと思っております。というのは、施設のにも皆さんが入れるくらいの施設がございますし、敷地もございますので、その辺は御理解していただくように指導していきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 私も今の総務課長と同じような考えではございますが、どうしてもそれでもやっぱりペットなんかを連れてるとどうしても車中泊にならざるを得ないというような方がいらっしゃると思います。この点については、政府のほうでも、この車中泊避難に対しての指針の策定を、検討に入ったというニュースも流れております。その辺のところは政府の意向に沿うような、町のほうでも政府の意向が出たらですね、策定をしていただければと思います。

このエコノミークラス症候群というのは車中泊だけじゃなくて普通に避難所で生活している方もなる可能性があるというか、逆に車中泊は関係ないと言ってるような研究者もいらっしゃるようでございます。

そんな中で簡単な手当ではございますが、私もよく知らないんでございますけれども、弾性ストックングっていう、要するに弾力のあるストックングをはくと血栓ができないというようなニュースもございます。その辺のところを知識として町のほうでお持ちなのかどうなのか。だとするとこの辺のところを、そんなに高いもんでないと思うので、幾つかあてがっておくというか用意しておくのも手なのかなとも思いますので、その辺のところの見解をお聞きしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

先ほども話したとおり、車中で泊まるということは想定しておりませんでしたので、まだそういった情報、聞き及んでおりません。今後いろんな提案、情報があろうかと思いますが、先ほどお話したとおり、基本はやっぱり屋根のある施設に入っていただくということを誘導していきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 余り大事にならないように町のほうでも研究していただいて、その辺のところ手当てしていただければと思います。

それでは、続いてふるさと納税に移らせていただきます。

ことしの4月からふるさとチョイスという全国的な展開をされてるイ

ンターネットにアップをいたしましてですね、今の町長の答弁ですと4月以降8月17日までにアクセス数が1,675回、寄附の申し込みが250件という、このアクセス数に対して寄附の申し込みが250件、アクセス数が1,675件、申し込みが250件、まあアクセス数でございますから同じ人が何回もしてるのもあるかもしれませんが、このアクセス数と申し込みの件数との差を、どのように町のほうでお考えなのかお聞かせをいただければと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

まず、その前にですね、8月17日現在ということで御報告を申し上げておりますが、最新の状況ということで8月末現在の状況について初めてにお知らせをしたいと思っております。

寄附の申し込み件数は302件となりまして、申し込みの金額594万円になっているところでございます。この中で同じくホームページのアクセス数としては1,997件ということでございました。大体6人か7人にお一人ぐらいの御寄附の申し込みをいただいているところだと思うんですが、これはどの割合をもって多いか少ないかを判断するというのは非常に難しいと思うんですけれども、その時期あるいは今回も牛肉等の新たな御礼品の追加ということで、その辺の告知のほうもホームページのほうでしていったんですけれども、そういったいわゆるインターネットでいうところの新着情報というようなところに載ってきますと、その辺のところではやはりホームページのほうをごらんになった方がですね、御興味を持っていただいて、それに対してお申し込みをしていただくというような部分もあろうかと思っておりますので、なかなか件数、申し込み件数とアクセス数の関係の比率、どのぐらいが、まあ妥当ということはないんでしょうけれども、なかなか判断するのは難しいと思っておりますが、逆にいきますと2,000件足らずのアクセス数の中で300件も本町に御寄附をいただいたということに関しましては、非常にありがたいことだというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 捉え方はね、さまざまだと思いますけども、私とすればですね、商売でいう機会的損失、お客さんが来てるのに売るものがなかったとか、そういうふうなことにつながってないのかなと。逆に2,000件弱のアクセス数があつて300、逆に私流から言わせていただければ300件足らずの申し込みしかなかったのかなというように私は捉え方をしまし

た。逆に、たしか大郷町の場合は返礼品を2割程度ということにしてましたので、この2割程度の、程度という言葉が適当かどうかわかりませんが、2割ほどでこのぐらいの申し込みがあるというのも逆に言えばびっくりかなとも思います。いろんなところをのぞいてみるとですね、やっぱり5割前後の返礼品の金額が多いわけですので、その辺のところをどう捉えてらっしゃるのか、いま一度お願いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

現在、4月以降の返礼品の返礼率、御礼品の返礼率としましては40%になってございます。ですので、これにプラスいろいろネット関係利用していく場合に手数料等かかってまいりますので、返礼率という言い方で申し上げますが、率としては、この辺が一つの目安なのではないかと考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 失礼をいたしました。私も今まで2割そのままかなと思ってましたので。ただ、やっぱりもう少し、何ていうんでしょうね、目を引くようなものを目玉として、全部が全部何割というんじゃないくて、前から言ってますけども、大郷町稲作地帯でございますので、米をですね、今10キロでしたかね、たしか、20キロ、30キロ、とにかく何か目を引くようなものを考えていただけないのかなと私もずっと感じておりました。

皆さん御存じかどうかわかりませんが、コンビニでこういう本がですね、ふるさと納税最新ベストっていう、まあきれいに、東北だとやっぱり山形、天童あたりしか載ってませんけども、こういうのを見て、それこそコンビニで売ってるぐらいですから注文してる方もいっぱいいらっしゃる。その中でですね、この中に町の広告を載せてるところも結構あるんですね。見開きの半ページを町の宣伝とふるさと納税の宣伝とあわせて載せてるところもございます。私も幾らぐらいかかるのか調べてはいませんが、その辺のところ、町のほうでどう思われるのかお聞かせをいただければと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

おっしゃられてること、ごもつともという部分がございますけれども、御礼品の支給に関しましてはやはりそれを生産してくださる皆様の御協力あってのものというふうになっておりますので、本町といたしまして

も4月以降、約半年になろうとしているところで、このぐらいの実績ということもございますので、この辺のところは申し込みをいただく方の、その指向といったようなものも今後分析しながら、もう少し考慮できる点がないかどうかについては、これは引き続き検討させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） いい方向に向くようにですね、お願いをしたいと思います。

ふるさとチョイスの大郷版を見ててちょっと、小っちゃいことなんですけど、気になったことがございますので、この際ですので、牛肉を新たに8月16日以降ですか、載せて、今回も多少申し込みがあったということなんですけど、親切過ぎるのかなとも思うんですが、必ずしも大郷産の牛肉がいくわけでもありませんというようなことを、まあ題目で大郷産牛を販売というよりも仙台牛の販売となっていたみたいなので、あえてそこに大郷産牛肉が必ずしもいくわけじゃないということを書きやいけないのかどうなのかね、頼むほうで逆に、あんなんだ、大郷の牛肉でないのかっていうようなふうに捉えられるともったいないなと思ったものですから、その辺規約なり規則なりあんのかもしれませんが、どんなふうになってらっしゃるのか、おわかりであればお願いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

商品の例示に関しましては、正直に載せたというようなところだと思うんですが、仙台牛につきましては、こちら8月31日現在で30件、これはお申し込みをいただいております、非常に8月16日というホームページの開設を考えますと、非常にいいペースで出ているといったようなところがございますが、御指摘の件につきましては、なおちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 本当に町をPR、町の産物をPRするという意味でね、物すごく足がかりになる制度だと思いますし、確かに過熱ぎみで手を下げた自治体もあるやにも聞いております。例えば大郷の住民がこぞってほかの町に寄附をすると税収が下がるというようなことも考えられないこともないので、その辺はちょっとあれなんですけど、せつかくの制度でございまして、これを利用して大郷の名前がいろんなところが聞かれるような方向にいったいただければと思いますので、その辺のところの

意気込み、最後に町長の意気込みをお聞きして終わりたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） ふるさと納税、おかげさまで本当に、先ほど件数なり金額を示しましたけれども、本当に順調に伸びております。そうした中で、さらに産業振興、町の産業振興に結びつけるようなお礼品を、さらなる開発等々しながらですね、わかりやすく、納税する方々がネットを開いた段階でわかりやすくしながら、本当にさらなる、何ていうんですか、納税額がふえるように努めてまいりたいと思っております。（「よろしくお願ひします。終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。再開は午後1時15分からといたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時27分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 3番佐藤千加雄、一般質問を行います。最後の質問者でございますので、よろしくお願ひをいたします。

質問については、3点でございます。

1点目、産業の振興について、2点目は生活環境基盤整備について、3点目は大松沢社会教育センターの活用と周辺整備についてでございます。

まず、1点目の産業振興の中から農業の振興について伺います。

本町の産業は農業が主幹であります。農業を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増す中、総合計画では農地の集約、地域資源の多面的な活用推進、農業所得向上や雇用創出につなげる必要があるとありますが、農地の集約の現状と地域資源の多面的な活用推進の取り組みと現状、所得向上や雇用創出につなげる取り組みの現状について町長の所見を伺います。

2点目、生活環境基盤整備の計画的な土地利用の推進について伺います。

土地利用計画では、町土の45%を占める森林、27%を占める農地、町土の均衡ある発展を図るため地域特性を踏まえた持続性と秩序のある町土の形成を目指すがありますが、その取り組み状況と現状について町長の所見を伺います。

3点目、大松沢社会教育センターの活用と周辺整備について伺います。

初めに、昨年完成した社会教育センターの活用について伺います。

大松沢の歴史・文化が残る場所に建設された社会教育センターは地域のコミュニティ活動の推進や地域の拠点整備などが期待されております。センターの今後の活用と地域との連携について町長の所見を伺います。

次に、旧校舎とグラウンド整備について伺います。

小学校の統合以来、味明小学校、粕川小学校の跡地については民間による活用または活用計画があります。大松沢小学校跡地については、教育センター建設後、旧校舎、グラウンド、体育館は今後どのように活用していくのか、町の整備計画はあるのか、民間活用はあるのか、町長の所見を伺います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） まず、初めに答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 産業振興について、お答えをさせていただきたいと思えます。

御質問にございます大郷町総合計画は平成36年度を目標年次とするまちづくりの指針として策定したものであり、将来に実現を目指す計画、そして大郷町の未来図でございます。

総合計画で掲げている農業の振興については、自然環境と都市近郊の立地条件を生かした特色ある農業を目指すとともに6次産業化により収益を高め、魅力のある農業の推進を図ることを基本指針としております。主要施策においては、農業者の主体的な取り組みを支援するための関係事業を計画的に講じているところでございます。

さて、御質問に関する事業については、国庫事業である農地中間管理事業を取り入れた農地集積事業、国県事業を中心とした経営基盤の強化事業や雇用対策への支援事業、また町独自の支援策として地域資源を活用した貸し農園事業について実施をしております。

次に、これらの実績について御説明をいたします。

まず、農地中間管理事業について、ここ2年間の累計見込み面積は約220ヘクタールに積み上がっております。

続いて、経営基盤強化事業等については今年度の見込みも含め、5農業法人の設立支援を行うとともに農業機械の導入や収穫施設等の整備、高付加価値作物への転換に必要な園芸施設の導入、雇用支援など国・県・町の補助事業を効率的に活用できるよう、きめ細かな支援策を講じております。

これらの支援策により、農業経営の安定や改善、多角化が見込まれることから、今後、農業所得の向上や雇用創出などの効果が徐々にあらわ

れてくるものと期待をいたしております。

一方、地域資源を活用した貸し農園の契約件数ですが、平成25年度は95区画、これに対し平成27年度は61区画に減少をしております。主な減少理由としては、近隣市町村にも同様の貸し農園ができたり、利用者が高齢化していることなどが挙げられます。

大郷町総合計画はスタートしたばかりでございます。ただいま御説明いたしましたとおり、主要施策等については関係補助事業等を積極的に導入しながら魅力ある農業の実現に向け、努力してるところです。また、地域資源の多面的な活用等については、今後とも貸し農園事業を主要施策に捉えながら中長期的な視点で、より効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、2番目の生活環境基盤整備に係る計画的な土地利用の推進についてお答えをいたします。

町では総合計画の第4章におきまして持続的に発展する町を実現するため、計画的な土地利用を推進するものとしております。すなわち、本町の自然豊かな景観を構成する農地や山林について、その重要性を認識し、次代に継承すべきものとした一方で都市的機能の発現、並びに町の発展のための計画的な土地利用を、あわせて推進するものとしておるところであります。

御質問にありますとおり、この基本方針において地域特性を踏まえた持続性と秩序のある町土の形成を目指していくものとしており、主な施策として「豊かな自然の保全」「自然環境の積極的な活用」「無秩序な開発等の抑制」などを挙げております。

このように自然環境や景観を保全しつつ、町にとって有益な開発を行っていくというバランス感覚を要する土地利用の誘導が求められているところでございますが、大郷町開発指導要綱の改正により、エリア規制等を活用しながら適切な土地利用を図ってまいりたいと考えております。

3番につきましては、教育長のほうから答弁をさせますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） 大綱3につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

大松沢社会教育センターは東日本大震災で被災し、解体した旧大松沢公民館の代替施設として建設したものですので、旧公民館同様地域の皆様の交流の場として、また芸術・文化の創造と健康やスポーツ振興の拠

点として広く利用されることを期待するものであり、これまで以上に大松沢地区コミュニティ推進協議会との連携を図っていきたいと思っております。

質問の2でございますが、旧校舎、グラウンド整備計画について申し上げます。

旧校舎につきましては、歴史民俗資料館として開館させる予定でございましたが、建築基準法あるいは消防法に抵触することが判明いたしましたので、現在は資料準備室として利用し、一般不特定多数の方々への開放は差し控えているところでございます。

ただし、大郷町内で出土した出土品、あるいは生活用具等歴史に関するようなもの、民俗資料等ですね、一部整理陳列をしまして小中学校の社会科学習などには開放することといたしております。

グラウンドにつきましては、一部ゲートボール場として活用いただいておりますし、今後も地区民運動会などの地域行事、あるいはスポーツ少年団などに大いに御利用いただきたいと思いますと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 大変詳しい御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず、1点目の農業の振興について質問いたします。

初めに農地の集約について、国は35年度までに担い手への集積を全農地面積の9割となるように農地集積を推進するとありますが、町内の農地の担い手への集積率はどのぐらいなのか。また、県内の市町村に比べてどの程度のものなのかお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

28年度現在の集積率でございますけども、担い手は53%ということで集積が進んでございます。

また、県内での農地中間管理事業を使った集積の状況でございますけども、仙台、岩沼に次いでですね、大郷は第3位といった状況でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 農地の集積は将来の農業経営を維持するためにおいて最も必要と考えます。本町農業の将来を考えたとき、地域農業の設計計画をしっかりと立てながら農地の集積を図らなければならないと思います。

町の指導・助言が大切と考えますが、どのように取り組んでいくのか伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えをさせていただきます。

まず、集積の受け皿となる母体、法人化の推進を図ってまいりたいと考えております。また、そのための関係ハード事業等導入できる環境とあわせまして雇用対策も入念に実施していきたいと考えてございます。このようなことで町の農地の集積並びに総合的な農業所得の向上に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 大郷町地域水田農業推進協議会水田フル活用ビジョンの中で基盤整備について、全水田面積の約70%が整備済みであります。効率的な作業が、取り組める条件が整っているとあります。

しかし、現状は区画整備事業が終わってから30年が過ぎている圃場が多く、用水路・排水路が大分傷んできている状況で、将来的に再整備を考えなければならない時期に来ている圃場もあると考えますが、圃場の再整備について、町長としての所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） まず、最初に用水なり排水がかなり老朽化、傷みが激しいということでございますけれども、私なりに改良区のほうにお願いしてきました。今、改良区で本当に農家の方々から維持管理費を集めながら、そうした中で、改良区で本来であれば農道なり、あるいはまた側溝なりを整備しなくてはならないわけでありましてけれども、最近多面的な支払い交付金ですか、農地・水、それら等を利用させながら地域の方々にそれぞれ維持修繕させるという実態でありますので、その辺についてしっかりと改良区に言ってるわけでありましてけれども、いずれにしてもそうした中で今大区画の整備ということではありますが、町としても当然その事業には取り組まなくてはならないということで検討、県のほうにですね、赴きまして調整などをしながら進めているわけでありましてけれども、ただやはりあくまでもそれぞれの個人の土地でございますので、そうした中でやはり90%以上、100%近い同意がなければ難しいのかなと思っておりますけれども、いずれにしても今後アンケートなりさまざまな調査をしながら、この事業を進めてまいりたいと、慎重に進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 大変前向きな答弁、ありがとうございました。

次に、地域資源の多面的な活用推進について伺います。

町内の市民農園がさまざまな理由により縮小されておりますが、町内には恵まれた圃場と経験豊かな農家の方々がおります。地域の特性を生かした農園、地域で活躍する農業者の創造的発想を生かした農園など、地域ごとに工夫された市民農園をつくり、都会住民との交流の場として活用すべきと考えますが、町の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 大変建設的な御提案、ありがとうございます。

市民農園につきましては、市民農園法といったものがございまして、その枠組みで考える内容と、またそれに町のほうの事業なり国のほう、県のほうの事業を附帯させる事業、両面で進める必要があるかと思えます。いずれにしても、具体的な内容ということで御相談いただければ町としても支援してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 次に、所得向上や雇用創出について伺います。

米価の下落に伴い、農業所得の低下は避けられないものとなっております。しかし、畜産、園芸、果樹においては世の中の景気に左右されず、堅調なものもあります。農家の努力により所得向上が認められれば後継者もふえ、雇用もふえるわけですが、町としてそのような農家の活力、地力を引き出すためにも農家のイメージアップを図っていくべきと考えます。まずは、牛肉の値段が堅調なこのときに「仙台牛の郷」の大きな看板を新しいものに立てかえ、町の農業振興のシンボルとして畜産農家、また畜産農家の後継者の方々の応援をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、「新鮮野菜 フルーツの郷」の大きな看板を立て、大郷の野菜農家、果樹農家のやる気・元気を応援し、農業の応援を町もしっかり頑張っていることをアピールすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁を願います。町長。

町長（赤間正幸君） 看板の設置、仙台牛の産地、そしてまた野菜等々の産地としてPRということではありますが、やはり当然看板、今までも設置したわけではありますが、いずれにしても看板の設置場所等も場所に限りがあると思えます。そうした中でですね、まずそれぞれの和牛部会ですか、そういう方々、あるいはまた野菜の産直の方なり野菜をつくってる方々との話し合いをしながら、今後検討して進めてまいりたいと、

こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の生活環境基盤整備の計画的な土地利用の推進について伺います。

国では農業農村基盤整備に加え、森林整備事業も積極的に支援を行っています。我が町としても森林の有する多面的な機能を生かし、保健・レクリエーション機能・文化機能・生産機能を十分発揮できるような森林整備事業を取り組むべきと考えます。町土の45%が森林であるわけですが、これまでは農地の有効利用により農業を営んできた農家にとって森林は負の財産になっていました。

しかし、近年、国も森林に対しては国土の保全、水田の涵養などから森林の再生に多くの補助金を行っています。大郷町も45%が森林でありますので、再生可能な森林については保護と整備を地権者と話し合いを持ちながら進めていくべきと考えます。活用に当たっては、町と民間が協力して森林資源活用を通じた所得また雇用の創出に努める施策をつくるべきと考えますが、町の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

森林を活用したということで、ちょっと漠然とした御質問ではございますけども、具体的にですね、里山を使った諸事業といったものはございますので、御相談いただく内容で御支援をしていきたいというふうに考えてございます。

また、里山についてはですね、森林ということだけでなく畑地化の中で進める内容もあろうかと思っておりますので、農と林業を合わせた総合的な推進を図っていききたいなということで考えてございます。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） よろしいですか。はい、佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 土地利用の中で里地・里山が近年、都市住民を中心にゆとり、安らぎの場として評価が高まっています。総合計画マスタープランなどでも里地里山活用地区として地域指定をして取り組んで計画をしております。里地里山活用地区内において大松沢の上郷地域の企業が工業敷地内に多くの桜の植栽を続けて環境整備に力を注いでおります。また、成田川地区においては、やはり企業が地域に安らぎの場を提供目的に森林を整備し、桜やハナモモなどの植栽を行っております。不来内

地区においては、元多賀城市の職員の方が移住をし、田畑をつくり、森林を整備し、里地里山づくりを頑張っております。ことしは不来内地区の方々に250本の桜の苗を提供し、里地里山づくりの実践を行っております。

里地里山の環境整備については、行政と企業や個人の方々と連携して取り組むべきと考えますが、町の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

民間さんにおけるそういった事例のほう、大変すばらしいことだと思っております。町のマスタープランの中でも里地里山のほう、守っていくという方針も示された中でございますので、今後そういった行政と、あるいは民間のほうで連携をしたいろいろな対応によりまして、さらに町の活性化が図られるというようなことがございましたら、そのようなことについても、ぜひ町としては協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 先ほどの事例を踏まえまして里地里山整備連絡協議会のようなものを立ち上げてはどうかと思いますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 里地里山の協議会の立ち上げということではありますが、今大郷町、ほとんど里地里山、大谷、粕川、大松沢であります。そうした中で、あえて協議会は立ち上げる必要はないのかなと。そうした中で、今、身近にあります農家組合なりさまざま、あるいは農地・水の関係の団体などあるわけにありますので、そうした中で、その方々に協力をいただきながら対応したほうがいいのかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。

次に、3点目大松沢社会教育センターの活用と周辺整備について伺います。

先日、4日に行われた大松沢地区民体育祭には町長初め副町長さん、教育長、ほかにも議長、公民館長においでいただきまして、大変ありがとうございました。おかげさまで天候にも恵まれ、300人以上の参加が

あり、大盛況のうちに終わることができました。

そこで改めて感じたことがあります。それは若者と赤ちゃんとを含めた子供たちが大勢見受けられたことです。保育園や幼稚園の充実と大郷の環境のよさが見直されていると感じました。

また、先ほど教育長より社会教育センターとして小学校跡地は全てこれまでどおり利用していくとのことで安心をいたしました。教育センターにつきましては、地区民のコミュニティの施設として、これまで同様使用するわけですが、小学校・中学校がなくなった地域の子供たちに大郷町の文化・歴史を継承してもらえるようなイベントを、私たちも企画していきますけれども、幼稚園、小学校、中学校の副教材として教育の場として使用していくべきと考えますが、改めて教育長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） 大変申しわけございませんが、質問の趣旨でちょっと御理解できないところございますが、コミュニティ推進協議会で社会教育センターでの何かイベントというようなことでございましょうか。ちょっとその辺ちょっとわかりかねましたので、お答えのしよう、ちょっとございません。

議長（石川良彦君） じゃ、もう一回。佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 小学校の旧校舎の使い道について、これまでと同じように資材置き場として使うということですが、それを副教材として使用していけないかと、そのような今までの歴史や文化を生かした住民だけのものでなくてですね、小学校、中学生、幼稚園の人たちがあそこに来て副教材として使ってはいただけないかと、そのようにして使用してはどうかという質問でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） 十分なまだ整備はされてませんが、既に申し込みございまして、大郷小学校のほうからですね、ぜひあの場所で社会科学習のためにふるさとの歴史民俗資料を見せてほしいと、こういう要望ございます。時期は3学期ごろということになりますので、それまでに今整備に手がけておりますけれども、なお一層きちんと整理をして大松沢の歴史並びに大郷町全般にわたる郷土資料などを陳列いたしましてですね、御要望にお応えしたいと、こういうふうに考えております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。

20年ほど前になりますが、大松沢小学校の、私が建設委員をしていたときに、当時の教頭から小学校から大窪城址まで散策道をつくってほしいといわれまして、大分反対はありましたが、PTAの皆さんの80人以上の協力を得て散策道をつくることができました。大窪城址に桜を植えた方がおります。私たちの大先輩ですが、行政に頼らず私財で桜の公園をつくりあげました。そのことが当時の教頭の心を動かし、皆さんの、地域の皆さんに通じたのだと思います。大郷には、このような風土が今も続いていると確信をいたします。

そこで、社会教育センターと旧小学校跡地を、よりよいものにするためにコミュニティとして、教育の場として、そこに暮らす人たちのよりどころとして、大郷町の文化の拠点として、地域と連携を図りながらどのように整備活用していくのか、改めて町長の所見を伺って最後の質問といたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 教育長の答弁に尽きるわけですが、まず大松沢社会教育センターとしてあの場所に位置づけました。そして旧校舎、今まだ準備中でありまして、民俗資料館としてこれもまた消防法なり建築法に抵触するということで、あのままの状態になっておりますけれども、ただ学校施設として小中学校に今後の歴史のさまざまな研究、勉強等もできる施設になるのかなと思っておりますが、さらに校庭等についても地区の運動公園として今後活用していただけるようにしてまいりたいと思っております、さらに先ほど一般質問にありましたドクターヘリの離発着場として指定をしておりますので、そうした中で全てにわたって多目的に利用できるように再生をしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（赤間正幸君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者としたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町川内字上田布施前 10 番地の 1

氏 名 大黒 秀一

生年月日 昭和 26 年 4 月 24 日

経歴等につきましては、裏面に掲載中でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111条により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番赤間茂幸議員、2番大友三男議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げ

ますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間茂幸議員及び大友三男議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 3時07分 散 会